

令和 3 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

令和 3 年 12 月 7 日 開会

令和 3 年 12 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和3年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月7日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諮詢第1号から議案第61号まで13件一括提案説明	4
散会	10

12月9日（木曜日）第2号

議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	11
町政に対する一般質問	12
○1番 山本辰見議員	13

1 国民健康保険事業について

- (1) 令和3年度の決算見込みは。
- (2) 令和4年度の国民健康保険事業費納付金については。
- (3) 国民健康保険税率の改定については。
- (4) 子どもの均等割額減免については。

2 自転車乗車用のヘルメット着用義務化について

- (1) 自転車損害賠償保険等への加入義務の指導は。
- (2) 自転車乗車用のヘルメット購入への補助金は。

○8番 中須賀 敬議員	18
-------------	----

1 美浜町の公共サービスを民間に委託する場合について

- (1) 制度の特徴については。
- (2) どの様な公共サービスに向いていますか。
- (3) 美浜町の民間委託については。
- (4) 今後の予定は。

2 通学路における交通安全対策について

- (1) 危険個所の点検は。
- (2) 事故の有無や状況は。
- (3) 安全対策は。
- (4) スクールバスについての新しい情報は。

○10番 荒井勝彦議員 2 5

1 南海トラフ地震に対する備えについて

- (1) 臨時情報発表時点の町の対応は。
- (2) 避難所開設時の対応と閉鎖のタイミングは。
- (3) 避難行動要支援者名簿の管理と情報の共有は。
- (4) 樋門操作に当る消防団員の安全対策は。
- (5) 各小中学校の児童生徒の安全確保は。
- (6) 住宅の強靭化は進んでいるか。
- (7) 一般住宅への消火器設置状況は。

○7番 大寄暁美議員 3 2

1 自殺対策について

- (1) 本町の自殺の現状は。
- (2) 自殺対策は。

2 公共の施設におけるインターネット環境について

- (1) インターネットが利用できる公共の施設の有無は。
- (2) 公共の施設において、インターネットが利用できる環境整備は。

3 奥田字昆舎田周辺における太陽光発電施設の崩落について

- (1) 事故の概要は。
- (2) 関係法令を遵守した設置内容だったのか。

○13番 野田増男議員 4 0

1 知多南部広域ごみ処理施設について

- (1) 集積所へのごみ出し日等の変更予定は。
- (2) 知多南部クリーンセンター等への持ち込みごみ等の変更予定は。

2 美浜町の学校再編について

3 美浜町運動公園整備事業について

- (1) 陸上競技場にミスト噴霧装置設置の計画は。
- (2) 陸上競技場の災害時の活用は。

散 会 5 0

12月10日（金曜日）第3号

議事日程	5 1
会議に付した事件	5 1
会議に出欠席した議員	5 1
説明のため出席した者の職、氏名	5 1

職務のため出席した者の職、氏名	5 1
開議の宣告	5 1
町政に対する一般質問	5 2
○ 2番 鈴木美代子議員	5 2
1 河和南部小学校の校舎等跡地利用について	
(1) 維持管理のランニングコストについては。	
(2) 社会福祉法人等に公募をかけませんか。	
2 町営住宅について	
(1) 一戸建ての町営住宅の規模などは。	
(2) 今後の町営住宅の建設計画については。	
○ 3番 森川元晴議員	5 6
1 陸上競技場観覧スタンド整備に伴い今後の建設費について	
(1) 美浜町運動公園整備事業の予算執行及び建設の進捗状況は。	
(2) 業務委託協定書の締結金額の変更の可能性は。	
(3) 事業費、事業内容等に変更等が生じた場合は。	
2 陸上競技場施設利用計画について	
3 ごみ処理、廃棄物の出し方、受け入れ体制について	
(1) 一般廃棄物と産業廃棄物の定義とは。	
(2) 知多南部広域環境センターの開設にあたり。	
(3) 生活困窮者等への町の支援の検討は。	
散 会	6 5

12月14日（火曜日）第4号

議事日程	6 7
会議に付した事件	6 7
会議に出欠席した議員	6 7
説明のため出席した者の職、氏名	6 7
職務のため出席した者の職、氏名	6 8
開議の宣告	6 8
諮問第1号（質疑・討論）	6 9
議案第50号（質疑・委員会付託）	6 9
議案第51号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第52号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第53号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第54号（質疑・委員会付託）	7 0
議案第55号（質疑・委員会付託）	7 1
議案第56号（質疑・委員会付託）	7 1
議案第57号（質疑・委員会付託）	7 1

議案第58号（質疑・委員会付託）	72
議案第59号（質疑・委員会付託）	72
議案第60号（質疑・委員会付託）	72
議案第61号（質疑・委員会付託）	72
発議第5号（提案説明・質疑・討論・採決）	72
散会	75

12月21日（火曜日）第5号

議事日程	77
会議に付した事件	77
会議に出欠席した議員	77
説明のため出席した者の職、氏名	78
職務のため出席した者の職、氏名	78
開議の宣告	78
議案第50号（委員長報告・質疑・討論・採決）	79
議案第51号から議案第54号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	80
議案第55号から議案第57号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	82
議案第58号（委員長報告・質疑・討論・採決）	84
議案第59号から議案第60号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	85
議案第61号（委員長報告・質疑・討論・採決）	87
議案第62号（提案説明・質疑・討論・採決）	88
議会閉会中の継続調査事件について	89
閉会	90

令和 3 年 12 月 7 日（火曜日）

第 4 回 美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和3年12月7日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更について
議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）
議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	廣 澤 肇 君
7番	大 寄 曜 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君

秘書課長	中村裕之君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	富谷佳宏君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	宮崎典人君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 谷川雅啓君 主幹兼議会係長 森秀雄君

[午前9時00分 開会]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございました。

12月を迎え、1日から10日まで、愛知県では、年末の交通安全県民運動が展開されています。私ごとではありますけれども、先日、人が車にはねられる人身事故に遭遇いたしました。応急処置をしながら救急車の到着を待つ時間、また、救急車の到着から救急搬送されるまで、加害者となられた方、被害者となられた方とのやり取りから、改めて交通事故の恐ろしさを身をもって体験いたしました。自動車を運転することの責任の重大さと怖さを再認識させていただきました。穏やかな年の瀬、新年を迎えるため、慌ただしい師走の時期、皆様と心を一つに交通安全に取り組んでまいりたいと思います。

議員各位の皆様には、本日予定されていました一斉街頭監視は中止となりましたが、交通安全運動への取組と併せて、新型コロナウイルスへの確実な予防対策も同時に心がけていただきますようよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いいいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全の確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、議會議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まずもってお礼を申し上げます。

師走を迎えて、今年も早いもので残り僅かとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、本日12月7日は、暦の上では大雪、いよいよ本格的に冬を実感させられる時期を迎えました。

議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分に御留意をいただくとともに、町行政に対しましても、御支援・御協力くださいますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、令和3年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付いたしましたので御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可します。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

諸般の報告を1件申し上げます。

河和駅南側の建物火災についてでございますが、去る12月4日土曜日午後10時30分頃、河和字北田面地内の民家から出火をし、木造2階建ての住宅163.73平方メートルを全焼させた上、強い西風にあおられた結果、懸命の消火活動にもかかわらず、近隣の住宅にも延焼し、計6棟2,100平方メートル余りのほか、倉庫の一部も焼損させました。

けが人等が発生しなかったことは何よりでしたが、師走に御自宅等を失われてしまった方々に対し、町として減免や給付などの遗漏がないよう御案内をいたしますとともに、町民に対し引き続き防火の呼びかけを行ってまいります。

以上、私から1点の御報告でございます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、10番 荒井勝彦議員を指名いたします。両議員、よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから

議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで13件一括提案説明

○議長（横田貴次君）

日程第3、諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上13件を一括議題といたします。

以上13件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてをはじめとして13件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が「人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある」として推薦した者の中から法務大臣が委嘱することになっております。本町の委員は4名でございますが、そのうち豊田壽美氏の任期が令和4年3月31日で満了となります。よって、豊田壽美氏については、引き続き推薦をさせていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてでございますが、地方自治法第286条第2項の規定により、組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、職員を派遣するに当たり、諸手当を支給するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、職員に準じた給料表を使用するため、本条例の改正をお願いするものでございま

す。

次に、議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、職員に準じた給料表を使用するために、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、閉校後の河和南部小学校のグランド及び体育館並びに旧布土小学校グランドを社会体育施設とすることに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、河和南部小学校の閉校により、南部体育館を設置することに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,679万1,000円を追加し、補正後の予算総額を92億5,547万1,000円とするものでございます。

次に、議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ117万8,000円を追加し、補正後の予算総額を22億3,238万1,000円とするものでございます。

次に、議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ687万2,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,342万6,000円とするものでございます。

次に、議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、第2条におきまして、収益的支出を312万6,000円減額し、補正後の予算額を4億9,402万1,000円とし、第3条におきまして、資本的支出を19万7,000円減額し、補正後の予算額を4億353万8,000円とするものでございます。第4条では、予算書7条で定めた職員給与費の金額を減額するものでございます。

なお、議案第50号から議案第61号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げます。

〔降 壇〕

○厚生部長（高橋ふじ美君）

初めに、議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてでございますが、資料2の知多南部衛生組合規約新旧対照表を御覧ください。

変更の内容につきましては、知多南部クリーンセンターのごみ焼却施設に係る経費の支弁方法について、ごみ焼却事業の終了に伴い、これまでの処理量割が適用できなくなるため、今後のごみ処理施設の解体に係る経費については、均等割100分の50、人口割100分の50の負担割合とするよう変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第50号の説明は、以上でございます。

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料3の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第5条、派遣職員の給与について、既に規定しております給料、扶養手当、住居手当及び期末手当に加え、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当が支給できるように改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料4の美浜町職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第2条、服務の宣誓について、宣誓書を任命権者に提出する際、面前での署名押印規定が政令改正に伴い削除されたため、改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

次に、議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料5の美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第3条、報酬の基準、第4条、職務の級、第8条、初任給調整に係る報酬及び第10条、公務のための旅費に係る費用弁償について、該当職員の報酬基準を明確にするため、美浜町職員の給与に関する条例に準用するよう改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

次に、議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6の美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第3条、給料表、第4条、職務の級及び第6条、給料の支給について、該当職員の給料を明確にするため、美浜町職員の給与に関する条例に準用するよう改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

議案第51号から議案第54号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料7、美浜町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第6条において、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に、健康保険法施行令第36条による加算額は1万6,000円から1万2,000円に改定するものでございます。この加算額は、出産時の事故に対する保険契約の保険料相当額で、産科医療補償制度が見直されたことにより、引き下げるものでございます。

なお、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額は改定前と同額の42万円でございます。

施行日につきましては、令和4年1月1日でございます。

議案第55号の説明は、以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8、美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、閉校後の河和南部小学校のグランド、体育館及び旧布土小学校グランドを社会体育施設とし、それに伴う条文の整理をするものでございます。題名及び第1条では、「美浜町民グランド」を「美浜町運動施設」に改め、第2条では、新たに別表を設けて名称及び位置を定めております。第3条では、運動施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定を追加しております。第8条では、使用料について、布土グランド及び南部グランドは無料とするものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、こちらは議案書の次ページの美浜町使用料条例の一部を改正する条例、改正文のほうを御覧ください。

改正の内容は、河和南部小学校の閉校に伴う字句の整理及び小学校体育館を南部体育館として使用する際の使用料を定めるものでございます。別表中、体育館の中で「河和南部小学校」を削除し、「美浜町民グランド」を「第2町民グランド」に改め、新たに「南部体育館」の使用料を追加するものでございます。基本的には、現在の学校体育館としての利用と同様の扱いとしております。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第56号及び議案第57号についての説明は、以上でございます。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、歳出から御説明しますので、補正予算書16、17ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費の職員人件費においては、人事異動による給料、職員手当等及び共済費の増減を計上いたしました。

職員人件費につきましては、このページ以降、各款にわたり、人事異動による人件費の増減と時間外勤務手当の増が計上されておりますので、各款ごとの人件費の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の検査事務費においては、入札参加資格申請を行うための業者管理システム改修委託料を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

2目人事管理費の人事管理事業においては、育休代替の職員が見込みより少なかったことによる会計年度任用職員人件費の減と定年の段階的引上げに伴う例規整備業務委託料を計上いたしました。

4目財政管理費のふるさと納税寄附運営事業においては、年末のふるさと納税申込みに対応するための地域特産品等普及委託料を計上いたしました。

2項徴税費、1目税務総務費の税務事務においては、相続財産管理人が財産を管理、精算するための手数料を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務においては、マイナンバーカード発行のための会計年度任用職員報酬を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の介護保険繰出金においては、事務費等繰出金が減少したことによる介護保険特別会計繰出金の減を計上いたしました。

3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業においては、居宅介護や就労継続支援が増加したことによる障害福祉サービス費の増を、地域生活支援事業においては、ワークルームかもめの光熱水費増による地域活動支援センター事業負担金の増を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業においては、子ども子育て交付金や児童手当等の過年度返還金を計上いたしました。児童手当支給事業においては、事務処理変更による児童手当システム改修業務委託料を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナワイルスワクチン接種事業においては、3回目のワク

チン接種のための人件費、事務費、接種委託料等を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

3目保健対策費の母子保健事業においては、産後ケア事業に係る感染拡大防止対策用消耗品費を計上いたしました。

3項知多南部衛生組合分担金においては、前年度の精算及びごみ処理量の減少による分担金の減を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業においては、生ごみ処理機の修繕工事費を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

12、13ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金の増を、2目衛生費国庫負担金においては、3回目接種のための新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金の増を計上いたしました。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金においては、児童手当のシステム改修業務に係る子ども・子育て支援事業費補助金を計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金においては、3回目接種のための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び産後ケア事業の感染防止対策のための母子保健衛生費国庫補助金を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金の増を、18款寄附金においては、ふるさと納税の増加見込みによる一般寄附金の増を、19款繰入金においては、今予算が財源超過となつたため、財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

14、15ページを御覧ください。

21款諸収入においては、児童手当負担金の過年度精算金及び後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金を計上いたしました。

議案第58号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書52、53ページを御覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金において、117万8,000円を増額計上いたしました。これは、国及び県から既に交付を受けております過年度分の基盤安定交付金について、交付金を算定する際の保険税軽減分の計算に誤りが判明しましたので、返還金を計上するものでございます。

次に、歳入を御説明しますので、50、51ページを御覧ください。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、前年度繰越金と歳出で計上しました返還金との差額を減額計上いたしました。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金において、前年度繰越金の確定により、増額計上いたしました。

議案第59号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに、

歳出から御説明しますので、補正予算書の70、71ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、国から交付される介護保険システム改修事業費補助金の交付に伴う財源更正でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス費、被保険者介護予防サービス事業において、要支援1、2に認定された方の介護予防サービスの利用増により、630万5,000円を増額計上いたしました。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費、その他の事業において、訪問給食サービスの利用増により、委託料を55万円増額計上いたしました。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金において、利息の増加に伴い1万7,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

66、67ページを御覧ください。

歳出の介護予防サービス費及び訪問給食サービス委託料の増額計上に伴い、2款国庫支出金、3款支払基金交付金、4款県支出金、6款繰入金において、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上いたしました。

なお、2款国庫支出金、2項国庫補助金、97目介護保険事業費補助金においては、介護保険システム改修事業費補助金を計上し、68、69ページの6款繰入金、1項一般繰入金、4目事務費等繰入金においては、同額を減額計上いたしました。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金においては、介護給付費準備基金利子を増額計上いたしました。

6款繰入金、2項1目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金においては、介護予防サービス費及び訪問給食サービス委託料の増額に伴い、基金より繰り入れるため増額計上いたしました。

議案第60号の説明は、以上でございます。

○水道課長（宮崎典人君）

次に、議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の美浜町水道事業会計補正予算書及び予算説明書の19ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費においては、312万6,000円を減額計上いたしました。これは、人事異動に基づいた人件費の減額でございます。

資本的収入及び支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては、19万7,000円を減額計上いたしました。これは、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

議案第61号の説明は、以上でございます。

○議長（横田貴次君）

諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）までの説明が終わりました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月8日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、明日12月8日は休会することに決定いたしました。

来る12月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前9時39分 散会]

令和 3 年 12 月 9 日（木曜日）

第 4 回 美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和3年12月9日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	廣 澤 育 君
7番	大 寄 晓 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 务 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健 康 ・ 子 育 て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	宮 崎 典 人 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 谷 川 雅 啓 君 主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和3年美浜町議会第4回定例会の2日目を迎えました。関係各位の皆様の御出席に改めて感謝を申し上げます。

また、一般質問の傍聴にお越しになられた皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

11月の行政報告会で御報告をいただきました本町の新型コロナワクチン接種の状況の報告でございますが、11月8日現在で、ワクチン接種の対象となる人口の約9割に近い皆様が、ワクチン接種を受けていただくことができている状況であります。改めてワクチン接種に携わる関係各位の皆様の御尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。

12月に入りましても新規感染者数は低く推移している中ではありますけれども、新たな変異株・オミクロン株の発生が大きく取り沙汰されています。本町におきましても、3回目の接種に向けた準備が始まるなど新しいステージにおける感染対策が始まっています。私どもも本町の議会運営、また、行政運営に携わる一人として、常に緊張感を持って日々の運営に従事せねばならないと改めて強く感じています。傍聴にお越しになられた皆様、また、関係各位の皆様には、本定例会の会期中、引き続き確実な予防対策を心がけていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ち、お願ひいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をよろしくお願ひいたします。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策といたしまして、議場内のマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全の確保を考慮したものであります。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めていただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入れます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしましたので、御報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入れます。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、1番 山本辰見議員の質問を許可いたします。山本辰見議員、質問してください。

[1番 山本辰見君 登席]

○1番（山本辰見君）

おはようございます。

1番 日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、事前に通告しております一般質問通告書に基づき、順次質問をいたします。

町当局の皆さんには、ケーブルテレビを御覧になっている町民の皆さんにも分かりやすい答弁を求めていきたいと思います。

本日は、2点の大きな質問をお願いいたします。

まず初めに、国民健康保険事業についてであります。

コロナ禍により国民全体の所得も下がり、生活が苦しくなってきています。また、本町の国民健康保険特別会計の令和2年度までの決算を見ますと、1人当たりの国民健康保険税はほぼ横ばいに対して、愛知県への国民健康保険事業費納付金と1人当たりの保険給付の傾向が気になるところであります。

そこで、本年度、令和3年度の決算見込みと令和4年度に向けての考え方をお聞きします。令和3年度の保険税額について、現年度分及び滞納繰越分の状況はいかがでしょうか。また、基金からの繰入れを見込んでいるのか、見込んでいるとしたらどのくらいになるのか、お尋ねします。

2点目は、愛知県から本町に示される令和4年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定額について、本年度と比較してどのような状況になるのか、教えてください。

3点目は、今後、国民健康保険税を改定するときには、どのような状況が生じた場合にそういう状況になるのか、お尋ねしたいと思います。

4点目は、子どもの均等割額減免についてであります。

国民保険の均等割額は、ほかの医療保険制度にはない加入者一人一人にかかるものであり、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなります。しかし、令和4年4月から未就学児童に対する半額の補助がようやく始まりますし、県内では一部の自治体で18歳以下の子どもを対象にした減免制度も始まっております。そこで、本町でも減免の対象枠の拡大を検討しませんでしょうか。

2点目の大きな質問でございます。

自転車乗用車用のヘルメットの着用義務化についてであります。

愛知県で自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。

そして、この10月からは、自転車損害賠償保険等への加入義務と大人も子どもも自転車乗用車用のヘルメット着用努力義務が加わり、この条例の具体的な運用が開始されました。

そこで、本町の取組についてお聞きします。自転車損害賠償保険等への加入義務について、町としてどのような指導、あるいは取組を準備しておりますか。

2点目は、ヘルメット着用努力義務を奨励するために、ヘルメット購入に補助金を検討しませんでしょうか。

以上で、壇上の質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

皆さんおはようございます。今日もよろしくお願ひします。

それでは、山本辰巳議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険事業についての御質問の第1点目、令和3年度の決算見込みはについてでございますが、令和3年度の国民健康保険税の現年度予算額、これは令和2年中の新型コロナウイルスの影響による所得の減を見込み、4億4,581万円を計上しておりますが、10月末時点での課税額は、予算額より約6,000万円多い5億136万円となっております。

なお、収納状況は前年より高い水準で推移をしておりますので、決算見込みについては前年並みの収納率が見込め、予算額より多くの国民健康保険税の納付が見込まれると考えております。

滞納繰越分の課税額は3,342万3,000円で、前年より758万4,000円少ないものの、収納率は現年度と同様に前年より高い水準で推移をしております。

また、美浜町国民健康保険財政調整基金からの繰入れの見込みについては、国民健康保険税等の収納不足がなく、安定的な運営が可能と考えておりますので、財政調整基金からの繰入れの必要はない見込んでおります。

次に、御質問の2点目、令和4年度の国民健康保険事業費納付金についてはでございますが、11月19日に愛知県から令和4年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定結果が示されました。

令和4年度の納付金は、合計で6億7,756万9,770円と算出をされております。令和3年度と比較しますと4,862万2,000円、率にして7.7%の増となっております。

なお、この金額はあくまで仮算定であり、確定額は1月中旬に示され、3月定例会には確定額で予算計上を行う予定でございます。

次に、御質問の3点目です。国民健康保険税率の改定についてはでございますが、各市町村の国民健康保険税は、先ほどの御質問の国民健康保険事業費納付金を愛知県に納付することができるよう税率を設定することとなっております。具体的には、税率の改定は国民健康保険特別会計の決算において、前年度からの繰越金を除く単年度で歳出が歳入を上回り赤字となった場合や、翌年度以降、納付金の見込みに対し現在の税率で不足が見込まれる場合は、税率改定の検討が必要となります。

次に、御質問の4点目、子どもの均等割額減免についてはでございますが、本町では、未就学児に対する半額減免以外の減免は考えておりません。

次に、自転車乗車用のヘルメット着用の義務化についての御質問の1点目です。自転車損害賠償保険等への加入義務の指導はについてでございますが、県条例の施行を受け、町民の皆様には、広報紙はまにて特集記事を組むとともに、ホームページにおいても同様の情報提供を行っております。

また、自転車に乗る機会が多い小中学生に対しては、入学及び進級時に各学校にて自転車損害賠償に関する保険のあっせんを行っているところでございます。

自転車安全整備士が点検整備するお店で購入した自転車にはT Sマークが付与され、これに賠償責任保険と傷害補償が附帯されておりますが、有効期間は1年間のみであり、更新の必要がある場合は点検に出していただく必要があります。

また、広報みはまの特集記事にもありますとおり、自転車任意保険に家族の賠償責任保険が特約として附帯をしている商品もございますので、保険内容の確認をされることをお願いしているところでございます。

次に、御質問の2点目、自転車乗車用のヘルメット購入への補助金はについてでございますが、本町では小中学生にヘルメットを無償で配布をしておりますが、自転車乗車時の安全確保を目指し、自転車に乗車される全ての方のヘルメット着用を推進するため、愛知県の助成制度を活用して、令和4年度から令和5年度までの集中的に、新たに自転車用ヘルメットを購入された場合に助成を行う予算措置を考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わらせていただきます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はございますか。

○1番（山本辰見君）

それでは、順番といいますか、順次質問させてください。

先ほど、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定額については分かりました。あくまで仮算定ということですけれども、愛知県全体ではどのくらいの、いわゆる金額じゃなくてアップ率というか、減っているのかかもしれませんけれどもその内容と、美浜町が7.7%増と言いましたけれどもそれとの意味合いというか、兼ね合いをちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、国民健康保険事業費納付金の仮算定結果の中で、愛知県全体の結果につきまして、まずお答えさせていただこうかと思います。

愛知県全体の令和4年度の仮算定結果は、金額で2,025億4,098万1,000円でございまして、令和3年度、参考までに申し上げますと、本算定額は1,927億3,775万4,000円でございましたので、増加ということで、増加率は5.1%増となっております。

先ほど、県全体が5.1%、本町は7.7%ということで、本町のほうが県全体よりも少し増加が多いと、高いということでございますけれども、この高い要因でございますが、この納付金の計算、算定におきましては、被保険者数、所得額、医療費、そういった動向、さらには各市町村への案分、そういったものを加味して算出をすることでございます。

美浜町のほうが増加率が多い、高いとなった一番の要因としましては、被保険者数という要因のところでございます。被保険者数は、県全体、さらには美浜町とともに減少という傾向で見込んでおります。しかしながら、その減少なわけですけれども、美浜町のほうが県全体と比較したよりも減少率が、減少しないと数字を見込んだということで、したがいまして、県全体の被保険者を基準にして比較しますと本町の被保険者の割合が増加してしまうということで、より多くの納付金が必要ということで、県全体よりも増加率が高くなっているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

大体様子は分かりましたけれども、県全体としても5.1%増額となつたいわゆる要因といいますか、算定のベースについてはお聞きしました。被保険者数、所得額、医療費の動向ということですけれども、結果として県全体でも5.1%、それから美浜町でも7.7%増加しているのの要因はどういうことでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

県全体でどうして増加しているかという、その要因でございますけれども、県全体で見込んだときに、一番の要因は医療費の動向でございます。

前年度、令和3年度の算定におきましては、実はコロナウイルスの影響で、2年度は、医療費、受診控えがあつて、2年度には随分減ったという動向がございました。ですので、3年度についてはその受診控えの影響を見込んで、減額という形で算出したのに対しまして、現実は、この、令和3年度になって、受診控えがなくなったという形でございましたので、令和4年度には受診控えがない、増加で見込んだということで、全体も増加したということでございますので、お願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

そういうことですと、元に戻ったというか、多少波はあるかもしれません、2年度のような状況に戻ったという捉え方でよろしかったでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○1番（山本辰見君）

それでは、もう一点お聞きします。

令和3年度決算及び4年度の納付金の見込みは分かりました。今後、税率の引上げの具合はどうでしょうか。今のところ大きな変動はないということでしたけれども、今後2、3年、遠い将来じゃなくて、4年、5年ぐらいのところまで見たときに、どんな状況になる見込みというか、今の想定でございますか。

○住民課長（藪井幹久君）

税率の改定の見込みということでございますけれども、国民健康保険税の税率は、平成30年度に改正した以降、限度額は引上げは行いましたけれども、本年度まで4年間、税率の改正はしておりません。

また、今のところ、今年度の決算見込みにつきましても歳入不足はないであろうと見込んでおりますので、来年度の税率改正は予定しておりません。

国民健康保険税は、町長の答弁のとおりに、納付金を県に納めるために税率を設定をいたします。その納付金は、先ほど議員からも言われたとおり、医療費の動向の影響を受けるということでございますので、医療費の動向が国保の税率に直接反映していくということになります。

現時点で、税率の改正の時期をはっきり断言はできませんけれども、被保険者の皆様が健康で、できる限り医療費がかからないようにしてもらうということで、税率の引上げ時期を遅らせることができると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

それでは、次の子どもの均等割額減免について、もう少し詳しく聞きたいと思いますが、ここにありますといふか、来年の令和4年4月から未就学児童に対して半額補助が、国で決めたわけですけれども、この費用負担の割合というのはどのようになるんでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

この減額の費用負担につきましては、国民健康保険法に、国が2分の1、県が4分の1を負担して、町が残りの4分の1を負担して一般会計から繰入れを行うと規定されました。

したがいまして、この規定の割合で負担をするということとなりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

これは、国が応援するから町でも頑張りなさいということなわけですけれども、愛知県内でも、知多郡の中で

も、幾つかの自治体で一番高いところで18歳までの対応を検討しているところもありますし、あるいは2人目とか3人目とかいろいろパターンは違うのですけれども、市町独自での補助も検討して、実際もう始めているところもあると思うのですが、その辺はどうつかんでいるか、先ほど町長の答弁、やりませんということでしたけれども、何か検討はしたのかどうか、お願いしたいと思います。

○住民課長（藪井幹久君）

議員おっしゃられるこの枠の拡大といいますか、実際には県内の中では、大府市さんがこの知多管内で18歳まで引き上げているという状況で、この制度改革があったことによって、またそれを変えていくということを検討されているということになるかと思います。また、ほかには一宮市さん、田原市さんという形で、県内ではあるかと思います。

本町といたしましては、先ほど、法に規定された以外の拡大をするとなると、考えられるのが、さらに減免するとなると財源が不足するということになりますので、その財源をどうしても税率に反映する、もしくは町の一般会計から繰り入れるということになるかと思いますが、いずれも今そういった負担を考えているということはございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

実は、私この大きな1番目の質問するときに、前半の質問と、今、答弁のあった後半がちょっと矛盾するような中身の、国民健康保険料を上げると、上げないでほしいという質問をしながら、減免の枠を拡大できないかということは、当然、財源のことがあるので非常に迷いました。だけど課題としては、一緒に質問したからおかしいのですけれども、これはぜひ検討に値する課題だなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の自転車乗車用のヘルメットの問題でございますけれども、先ほど町長の答弁で、広報みはまで特集記事を組んだということでしたけれども、あえて、答弁のときにあるかなと思ったけれども、何月号の広報だったのか確認したいと思います。

○防災課長（富谷佳成君）

県の条例が10月に施行されたことを受けましての翌月、広報みはま11月号に特集記事を掲載させていただきました。よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

私、ここに控えを持ってますから、ぜひ皆さんも広報を開いてもらいたい。11月号の21ページに「自転車利用者は、『自転車損害賠償責任保険等』に加入し、ヘルメットを着用しましょう」という案内が出ていますので、ぜひ読んでもらって、関連する、鍵を2つかけるだとか、自転車盗難も含めて自転車に関わることがいろいろあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

補充質問で、もう一つ聞きたいのは、このパンフレットとか何か見ますと、ヘルメット、3,000円前後から高いので5,900円とか6,000円ぐらいします。ということで、実はほかの市町は大体助成しているのですが、残念ながら美浜と南知多町だけが助成が始まっていますけれども、ヘルメットの購入について、補助金を検討しませんでしょうか。

○議長（横田貴次君）

そちらの答弁はありましたので。

○1番（山本辰見君）

ちょっとごめんなさいね。

○議長（横田貴次君）

町長の答弁では、家族特約だとか様々な保険の形態があるので、そちらを推奨していますという答弁でした。

○1番（山本辰見君）

すみません。先ほどの答弁で、4年度から5年度まで助成を検討したいと、予算措置を考えているということですが、具体的にはどのくらいのことを、先ほど私が言いかけた3,000円から6,000円ぐらいしますから、どのくらいの規模のことを考えているのか、お尋ねします。

○防災課長（富谷佳成君）

県の助成をいただきながら町の補助を考えておりますので、現在、要綱などを取り寄せて検討してまいります。また年度末までにはお示しできるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

今の答弁、あまり具体的には分かりませんが、例えば半額ぐらいだとか2,000円ぐらいだとか、そういう検討は具体的にできませんでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほどの補助の内容でございます。

こちらにつきましては、本年度中に当然予算の御審議がございますので、要綱を作つて、既に県は行つておりますので、県につきましては2,000円という補助になつておりますので、そちらが補助にならうかと思います。よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

いろいろ準備はしてきましたけれども、中身を大体聞くことができましたので、早いですがこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもつて、山本辰見議員の質問は終わります。山本辰見議員は自席にお戻りください。

[1番 山本辰見君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、休憩したいと思います。再開を10時といたします。よろしくお願ひいたします。

[午前9時35分 休憩]

[午前10時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 中須賀敬議員の質問を許可いたします。中須賀敬議員、質問してください。

[8番 中須賀敬君 登席]

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。

チャレンジM I HAMA所属、8番 中須賀敬です。私は、美浜町を元気な町にするため、住みよい町に、住みたい町にするために、美浜町をよりいい町にしていくということで頑張り続けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

近年、公共サービスの民間委託が拡大していますが、美浜町におきましても図書館の指定管理者制度導入が始

まっています。また、運動公園陸上競技場の開設も一歩一歩近づいております。

そこで、1番目の項目として、美浜町の公共サービスを民間に委託する場合について、質問させていただきます。

現在、公共サービスを民間に委託することを検討する場合、指定管理者制度、PFI制度、コンセッション制度などが考えられます。

では、1つ目の質問です。制度の特徴について。

それぞれの制度にはどのような特徴があり、また、どのような違いがあるか、教えてください。

2番、どのような公共サービスに向いているか。

それぞれの制度が、どのような公共サービスに向いているかを教えていただきたいと思います。

3番、美浜町の民間委託についてですが、今までに美浜町が民間に委託してきた公共サービスについて、お尋ねします。どのようなものがあるかお答えください。

そして4番目、今後の予定についてですが、今後民間に委託することが検討される公共サービスとしてはどのようなものがありますかの4点でございます。

次に、大きな項目2点目ですが、本年6月、千葉県の八街市の下校中の小学生の列にトラックが突っ込んだ事故をはじめ、各地で登下校中の児童が危険にさらされる事故が続いております。

そこで、通学路における交通安全対策についてお尋ねします。これらの事故では、比較的見通しのよい道路でも、交通量が多いなど危険な通学路の実態が問題視されています。

では、1つ目の項目です。

危険箇所の点検について。

小中学校の通学路の危険箇所等の点検は行っていますか。

2番、事故の有無や状況、登下校時の児童生徒の交通事故の有無や状況について把握していますか。

3番、安全対策。

通学路の交通安全対策は、誰がどのような役割を果たし、具体的な対策はどうしているか、お願いします。

4番として、スクールバスについての新しい情報をいただきたいと思います。

令和4年4月から河和南部小学校と河和小学校との統合により、河和南部小学校の児童はスクールバスでの登下校となります。バスの乗降場所や安全対策について、最新の情報をお示しください。

以上、大きな項目2点について、壇上より質問させていただきました。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町の公共サービスを民間に委託する場合についてをお答えし、通学路における交通安全対策については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、美浜町の公共サービスを民間に委託する場合についての御質問の1点目、制度の特徴についてはでございますが、まず初めに、指定管理者制度について御説明をいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理、運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人等の団体に包括的に代行させることができる制度で、国が安価で質のよい行政サービスの実現を目指し、平成15年に地

方自治法の改正を行い、いわゆる公設民営化を推進したため、現在、全国の自治体が積極的に導入をしております。

次に、PFI制度についてでございますが、公共サービスの提供に際し、公共施設が必要な場合に、従来のように公共団体が直接施設を整備せずに、民間資金を活用して施設整備と公共サービスの提供を委ねる方法であり、指定管理者制度よりも大規模で包括的な事業に適しております。

次に、コンセッション制度についてでございますが、この制度は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共団体が有したまま、運営権は民間事業者に認め、安定的に自由度の高い運営を行うことにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供を目指す制度で、専門的・広域的な事業に適しています。

次に、質問の2点目です。

どのような公共サービスに向いていますかについてでございますが、指定管理者制度から御説明をいたします。

一般的に、指定管理者制度は、導入により利用時間の延長やサービス向上による利用者の利便性の向上のほか、管理運営経費の削減による公共団体の負担軽減が期待をされており、体育館、公民館、図書館及び公園などの管理に向いております。

PFI制度につきましては、指定管理者制度と異なり、公設民営でなく、まちづくりや建物の設計段階から民間に委託をし、建設、運営、維持管理も含めて委託するために、多目的ホールなどの管理運営、駅前区画整理事業及び複数の公共施設の空調設備管理事業などに向いています。

コンセッション制度につきましては、運営権設定に伴う対価の取得や施設所有権を有したまま運営リスクの一部移転が可能となることから、指定管理者制度よりも長期間、事業そのものを委託できるサービスに向いており、具体的には、愛知県道路公社が知多半島道路や中部国際空港連絡道路の運営権を最大30年間民間会社に認めた事業などが挙げられます。

次に、御質問の3点目、美浜町の民間委託についてでございますが、現在、本町が指定管理者制度を活用して管理している施設につきましては、布土、野間、奥田及び上野間の各公民館と河和港観光総合センター、そして図書館、生涯学習センター、産業会館、食と健康の館、漁村センター、切山千歳の家及び古布老人憩の家の12施設でございます。

また、指定管理者制度以外に、河和地区及び奥田地区の放課後児童クラブ運営業務、河和南部文化交流館の施設管理業務、総合公園体育館受付業務及びトレーニング室運営業務などの委託をしております。

次に、御質問の4点目です。

今後の予定はについてでございますが、近年、人口減少や少子化に伴い、全国的に公共施設の再編が進められております。

本町におきましても、費用対効果を検証しながら住民サービスの低下を招かないように、公共施設ごとに多方面から分析をし、あらゆる手法の中から最適と思われる管理・運営方法を模索してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

[降 壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、通学路における交通安全対策についての御質問の1点目、危険箇所の点検はについてでございますが、各学校においては、日頃から通学路の安全点検を実施しており、児童生徒の安全確保に万全を期しているところですが、今年度、他県において通学路での交通事故報道を受けて、町内全ての小中学校の通学路における危険箇所の洗い出しを行いました。

各学校からリストアップされたそれぞれの危険箇所について、教育委員会をはじめ、防災課、建設課といった町の関係各課に加え、半田警察署、知多建設事務所といった関係機関と連携した合同点検を実施し、危険箇所の対策の検討を協議しました。

次に、御質問の2点目、事故の有無や状況はについてでございますが、今年度、各小中学校から報告のあった通学路での児童生徒の事故件数は、中学校では2件ありましたが、小学校ではありませんでした。

なお、2件とも、下校時、自転車による横断歩道横断中の車との接触事故がありました。

次に、御質問の3点目、安全対策はについてでございますが、各小学校区に交通指導員を配置し、主に国道横断での交通安全指導に当たっております。

また、同じく各小学校区に地域住民によるスクールガードをお願いしており、危険箇所等での地域での見守り体制を整えています。

中学校におきましては、毎学期、自転車の安全点検を実施するとともに、年間を通して教職員による下校指導を交差点等において実施しております。

次に、御質問の4点目、スクールバスについての新しい情報はについてでございますが、令和4年4月から、河和南部小学校の児童はスクールバスでの登下校になります。

現在、バスの乗降場所や安全対策について、校長先生や保護者代表らで構成するスクールバス運行検討委員会で検討を進めており、先日は河和南部地区の地元区長さんにも協議に参加いただき、住民周知や安全対策について、一緒に意見交換することができました。

乗降場所につきましては、これまで議会でもお示ししておりますように、切山・矢梨コースで3か所、古布コースで3か所を予定しています。新しいスクールバス2台については、2月に納車を予定しており、その後、児童のスクールバス乗車訓練も3学期に予定しております。

今後も、学校や保護者と連携し、安全・安心の通学の確保をしっかりと支えていきたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問ありますか。

○8番（中須賀 敬君）

丁寧な御説明ありがとうございました。

まず最初の公共サービスの民間委託についてで、1つ質問させていただきます。

各制度がどういう制度であって、どういうものに向いているかということは、丁寧な御回答をいただきましたので、よく分かりました。

それで、今後についてのところで再質問させていただきます。

これまでの答弁によりますと、美浜町の公共サービスとして、今後は体育館、運動公園陸上競技場、給食センターなどの民間委託が御答弁の内容から考えられますが、それぞれをどうしていこうとかどのように計画していくかというのがありましたら、体育館、運動公園陸上競技場、給食センターのそれぞれについて、担当者の方からお答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育部長（夏目 勉君）

それでは、ただいまの御質問の中で、体育館と給食センターに関しましては教育部でお答えをさせていただきます。

体育館と給食センターの運営についてでございますが、町が直営で運営したほうがいいのか、また、民間委託や指定管理者制度を活用したほうがよいのかにつきましては、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、費用

対効果はもちろんのこと、それぞれの手法におけるメリット、またデメリットを洗い出して、それらを十分検証した中で最適な方法を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部長（杉本康寿君）

それでは、3つの施設の今後の予定はにおける運動公園陸上競技場の運営方針でございますけれども、今後における陸上競技場の運営についてでございますが、先ほども町長答弁にございましたとおり、施設の特徴を鑑み、最も適した管理・運営方法を現在検討しております。

具体的には、令和4年度から運動公園の運営に関する準備室を設けたいと思っております。関係機関と連携を行い、令和6年度の運動公園陸上競技場オープンに向けてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、続きまして、2点目の通学路における交通安全対策についての再質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほどの御答弁の中で、関係機関各所と合同点検を実施し、危険箇所の対策の検討を協議したと御答弁いただきましたが、その協議した結果について、具体的に教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

合同点検でございます。

これは、まず6月の千葉県の八街の報道を受けまして、すぐ対応させていただきました。先ほど教育部長が申し上げたとおりの組織で合同会議を行いました。

これは、各学校から、まず危険箇所のリストアップをすることが第一、そして、その中で対応できる箇所を抽出することが2番目、そして対応策を考えるという3段階で、私たち検討してまいりました。

各学校からリストアップされた危険箇所、これ、布土学区から順番に学校から出していただきまして、33か所の危険箇所がございました。平均5か所ぐらいの各学区で危険箇所があったわけですけれども、それぞれ順番に布土学区の箇所の場所の特定と、あと写真もつけて関係各課、また警察、それから知多建設事務所の担当者と順番に確認をしていきました。既にカーブミラーを設置したり、草木の伐採をして見通しをよくしたり、通学路の安全確保のためグリーンベルトを設置したりといったような、対応が既に整っているような箇所もございましたので、私たちはその中で、33か所の中で20か所を対応が必要な箇所ということを特定しまして、今後の対応策について協議をしているところでございます。対応策につきましては、例えば通学路を一部変更する、それからボランティア等の見守りを強化する箇所を特定する、それから警察によるパトロールを実施する、それから信号機を設置を要望するといったような検討案を学校、教育委員会、それから道路管理者、警察が連携をして、対応してまいりたいと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

今、課長がお答えくださいましたが、具体的にどこの小学校、あるいは小学校区でいいので、どこの地区に危険箇所が何か所あるか、把握されていたら教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それぞれ学区からリストアップされた総数は33か所でございますので、内訳を申し上げたいと思います。

布土学区で5か所、河和学区で3か所、河和南部学区で7か所、野間学区は1か所、奥田学区は5か所、上野間学区は12か所でございます。合計で33か所でございます。

○8番（中須賀 敬君）

何となくですけれども、学校の対応により違うのかなと。上野間は12もありますし、野間1なんてどうなんだろうと思いましたが、ありがとうございます。各学校から上がってきた数ですので、それをそのように今後対応

していってください。

今、課長の御答弁の中で出てきたグリーンベルトについてちょっとお尋ねしたいので、よろしくお願ひします。

グリーンベルトは、平成18年から20年ぐらいにかけて、今のグリーンベルトは整備されたとお聞きしましたが、それからざっくり言って10年以上、十何年かたっております。現在のグリーンベルトの状況はどのように把握されていますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

現在のグリーンベルトの状況なのですけれども、先ほど議員のおっしゃった平成18年、20年頃に始まったということで、18年、19年頃から徐々に始めまして、それ以降、本格的に順次整備してきておるものでございます。

現在、町内を走っているときなどで、現状の確認しておりますけれども、確かに車の通行でよく踏まれるところや経年の劣化によりまして薄くなっているところがあるということは認識しております。

○8番（中須賀 敬君）

分かりました。私も町内を車で走っていて、すごくきれいに、後で施工されたのか分かりませんけれども、残っているところもあれば、ほとんど見えなくなっているところも何か所か気がつきました。ですから、グリーンベルトの必要性があるのであれば、ぜひ国道・県道は県になるのかな、要望していただいて、引き直していただくということをやっていただきたいと思いまして、グリーンベルトについては終わります。

次に、事故の有無について、小学校はゼロ、中学校では下校時に車との接触事故が2件あったということですが、横断歩道中の事故ということで、交通安全対策の強化を引き続き、特に2件とも中学生の自転車ということですので、本当に大きな事故につながる可能性が高いので、ぜひ交通安全対策の強化を引き続きお願ひして、この項目に関しての再質問はありません。

続きまして、地域住民によるスクールガードについて、どのような方々がどのような形で参加していただいているか、お答えください。お願ひします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

地域住民の皆様から、朝の登校、また下校時に、いろいろな目で見守りをしていただいているスクールガードでございます。

これは、各小学校区にスクールガード設置をお願いしているところでございますが、学校によってその構成等は変わっているところでございます。

例えば、青少年を守る会とか育てる会という組織がありまして、その方々を中心に活動している小学校地区もあれば、地域のボランティアの方、あと長寿会の方が参加をしていただいている、あと児童のおじいさんとかおばあちゃんが、自分の近くに乗ったところに立っていただく、また一緒に登校するといったようなこともやるようなことを聞いております。活動の仕方等につきましては、危険だと思われる交差点ですとか横断歩道、また自宅近くの通学路等で、無理のない範囲で活動をしていただいているということでございます。

○8番（中須賀 敬君）

私も美浜町に引っ越してきて、最初気づいたことが、小学生の通学路に、その通学路の近所の年配の方々が立っていて、おはようと言って子供たちに声をかけている姿を見て、ええ町だなど、そのとき思いましたので、ぜひ、誰にどうこうではないですけれども、そういう子供たちを、地域住民皆さん協力して育っていく美浜町であってほしいと思います。

では、最後に、スクールバスの件についてお尋ねします。

スクールバスの運行検討委員会で、学校だけでなく、保護者や区長さんたちとともに意見交換をして協議して

いるということですが、住民周知や安全対策について、具体的な今後の計画とかあったらお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスの運行検討委員会でございます。

これは我々行政だけではなくて、学校の先生、それから保護者の皆様に加えて、先日は区長さんも河和南部の古布、矢梨、切山のそれぞれの区長さんにも参加をしていただいて検討をしてまいりました。

先ほど答弁させていただきましたように、古布地区で3つのスクールバスのバス停、矢梨、切山地区で同じく3か所、合計6か所のスクールバスのバス停を設置しております。6か所のうち4か所は、巡回バスのバス停と同じ場所を採用しております。これはやはり住民の方が安全に停車できる、乗り降りできる箇所をちゃんとやっぱり選んでおりますので、スクールバスも同じ箇所で準備をしたいと思っています。

例えば、千歳の家の前とか漁村センター、それから古布の老人憩の家と古布の交差点のところ、その4か所については巡回バスと同じバス停を採用していきたいと思っています。

その中でちょっと話題になったのが、古布の老人憩の家、それから矢梨の漁村センターのところは、月2回のごみの分別収集の場所が近いということでございます。月に2回でございますが、これまで小学校が朝の時間に乗り降りを今までしていなかったのですけれども、4月からはそこからバスの乗り場になるということで、古布の老人憩の家の前は、すごく入り口の近くに実はごみの集積がありまして、今でも子供の登下校に、ちょっと危険だよということを保護者の方からも連絡がありましたので、すぐ古布の区長さんと現場で打合せをして、この間のバスの会議の中でも協議をしたところ、分別収集の場所を少し移動すると。これは子供たちの児童の乗り降りに安全なところ、かつ、住民の方が安全にごみの集積ができる場所を区の中でまた再検討していただきまして、場所を一部変更する予定だと言っていただきました。漁村センターも、その敷地内に分別収集の場所がありますので、同様に、矢梨の区長さんと現場でこれから対応していきたいと考えています。

あと、残りの2か所は、カインズ、フィールのところに新しいバス停、これはあちらの屋敷のお子さんが国道横断をせずに、今まで国道横断をして学校に登校していたのですけれども、横断をせずに乗り降りができるということで、カインズ、フィールの辺りに場所を設置することと、あと河和南部小学校の校門の前に新しいバス停を設置をするというふうに、議場でも、これまでも保護者の皆様にも提案をしていましたのですけれども、今度、河和南部小学校の利活用がどのように活用されるかまだ分からぬですし、そこにいろいろな車両が校門から入ることも想定されますので、ちょっと危ないだろうということで、ちょっとそれは変更することを視野に入れています。現在、その代替地として河和南部文化交流館が新しくできましたので、あちらのほうが奥にはちょっとたまり場といいますか、広く子供たちが余裕を持って集まれる集合場所もありますし、道沿いではありませんのでより安全に集合ができて、乗り降りできるだろうということで、一部そこは変更して御案内していきたいと考えています。

あと、当然、今までやっていないスクールバスでの登下校になりますので、当然、6か所のスクールバスの乗り場の周知、この時間帯にバスが来るということも事前に河和南部地区の住民の皆様には、回覧板等で御案内をしていきたいと思っておりまして、区長さんとも打合せをしております。

スクールバスの乗り場までの見守りというのが一つの課題です。一番安全な登校がバス登校ということが、全国でも言われておりますが、スクールバスの乗り場までは当然来ていただかなければなりませんので、見守りについては、これまで通学路の安全確保を幅広い年齢層の皆様、住民の皆様に見守っていただいておりますので、河和南部地区におけるこれから的新しい通学の見守り方についても、同様に地域の皆さんとの御協力をいただきまして、お願いしたいと私どもも考えております。

○8番（中須賀 敬君）

時間は大分余っておりますが、私の予定していた質問は以上で終わりですので、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

[8番 中須賀敬君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで、休憩をしたいと思います。11時再開で休憩をさせていただきたいと思います。傍聴にお越しになられる方の予定もありますので、ちょっと配慮をして、長期の時間になりますけれども、11時再開といたします。御理解ください。よろしくお願ひいたします。

[午前10時33分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 荒井勝彦議員の質問を許可いたします。荒井勝彦議員、質問してください。

[10番 荒井勝彦君 登席]

○10番（荒井勝彦君）

それでは改めまして、皆さん、こんにちは。

チャレンジM I HAMA、10番 荒井勝彦でございます。

今回、私は、南海トラフ地震に対する備えについてという題で、1本で質問をさせていただきます。しかしながら、ちょっとボリュームが多くなっちゃいましたので、さっさとやらせていただきます。御理解をお願いいたします。

私がこの質問内容について検討しておりました12月3日午前9時28分、NHKの朝の番組の途中に緊急地震速報が流れて、和歌山県沖で地震、強い揺れに警戒してください、このようにアナウンスされました。ついに来たかと身構えた私の家でも、数秒後には小刻みな振動を感じました。幸い南海トラフ地震の想定震源域より浅い場所で起きたようですので、ひとまずは安心をいたしましたが、警戒する気持ちは持ち続けたいと思います。

ただいま議長のお許しをいただきました。通告書に基づいて順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本年は東日本大震災から10年目の節目の年に当たり、様々な場面でかつての激甚災害を振り返る機会があったと思います。また、本年9月号の広報みはまにおいても特集記事が組まれておりましたので、御覧になった方も多かったと思います。

さて、10年前の4月14日、震災の1か月後でございますけれども、東京大学のロバート・グラー教授、この方は地震学も権威の方だそうですが、この教授は現代の科学技術では地震の予知は不可能であるとし、日本政府は国民に対し、予測不可能な事態に備えるように呼びかけるべきだと強調したそうです。もうこの地震予知に関する敗北であると、このように言われている方もおみえになりました。しかし、その後、スーパーコンピューター京、富岳の登場、あるいはAIの発達によるビッグデータの解析、各種センサーの設置が進み、現在ではある程度の前触れと申しますか兆しと申しますか、そういうものをつかむこともできるようになってきたようでございます。

巨大地震の発生メカニズムといったしましては、この日本列島の太平洋側からフィリピン海プレートというのが日本列島が乗っているユーラシアプレートの下に日本海溝近くで潜り込んで、そこに固着域というのができて、これが長年ひずみがたまりまして一気にこれが跳ね上がると、このときに起こるものだそうです。

東日本大震災は2011年3月11日に発生いたしましたが、実はその2日前の3月9日に宮城県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きております。これをきっかけにプレート同士の固着面にスロースリップと呼ばれるゆっくりとした動きが発生し、それが引き金となって、2日後にマグニチュード9.0の巨大地震が発生したのであろうとする研究結果が示されております。これらの研究に基づく南海トラフ地震防災対策推進基本計画、これの変更を踏まえまして、気象庁は2019年5月31日15時より南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報、これの提供を開始いたしました。4段階に分けた臨時情報が発表されることとなりましたが、避難指示を発表するのは、対象となる市町村の判断に委ねられるそうでございます。

ここでモニターのグラフを御覧ください。

1つ目の質問です。避難情報発表時点の町の対応をお伺いいたします。

グラフでは避難勧告等を発表するのか、このように示されておりますけれども、本年5月20日に改正災害対策基本法が施行されまして、避難勧告と避難指示というのも一本化されまして避難指示のみになったそうでございますので、これはそれ以前のアンケートだと御理解をいただきたいと思います。このグラフでございますが、NHKが津波避難対策特別強化地域のうち、132の自治体の回答を基に作成したものでございます。愛知県においては、豊橋市、田原市、それとお隣の南知多町が指定を受けております。

本町は強化地域外だとはいえ、この情報が一旦発せられれば、避難を考える住民の方は少なからずおみえになると思われます。「既に検討をしている」と答えた自治体は23%にすぎませんが、本町としてはどのようにお考えでしょうか。また、この臨時情報が発せられれば、恐らくまだ、もちろん一度も発表されたことはございませんので、それを聞いた住民の方々は食料、燃料の確保などに走り回ってパニックに陥る可能性も考えられます。本町においてはどのような対策をお考えでしょう。

2つ目です。避難所を開設時の対応と閉鎖のタイミングについてお尋ねいたします。

風水害を想定した避難所の開設とは事情が異なってまいります。台風などは、もう今や宇宙からの目で見張り、その推定進路、気圧、風速、降雨量等を鑑み、早めの避難所開設も見込まれますが、この南海トラフ地震臨時情報の発表はある日突然出されるもので、もう待ったなしの状況だと思います。避難所開設の流れと運営の仕方、避難手段や経路の確保、また、これは非常に難しい判断になると思いますが、避難所の閉鎖のタイミング、これはどうでしょうか。

3つ目です。避難行動要支援者名簿の管理と情報共有についてお尋ねをいたします。

本町美浜緑苑区では、自主防災会が中心となって避難行動要支援者名簿を管理いたしまして情報を共有し、誰が誰を避難誘導、支援するのかまでももう決められているそうでございますが、他地区の状況はいかがでしょうか。

4つ目です。樋門操作に当たる消防団員の安全確保についてお伺いをいたします。

東日本大震災では、岩手、宮城、福島、この東北3県で254名もの消防団の団員の方、この方たちの死者、行方不明者を出してしまいました。これは2012年3月2日現在の数字でございます。多くが避難誘導、要支援者の避難支援の際に犠牲となっておりますが、津波警報を受けて、最前線の樋門操作中にお亡くなりになった団員も少なからずおみえになります。

本町においても、樋門の数が以前44か所あると伺った記憶がございますが、操作に当たる消防団員の行動制限

時間を決めるなど、団員自らの命を守る安全対策は考えておられますでしょうか。

5つ目の質問です。小中学校の児童生徒の安全確保についてはいかがでしょう。

先日、御近所の方から「あのとき、大川小学校で何が起きたのか」という題の本をいただきました。しっかりと読ませていただきました。皆さんも御存じだとは思いますが、宮城県の石巻市立大川小学校、全児童108人のうち、74人が震災による津波の犠牲となってしまいました。地震発生後、51分間校庭に留め置かれ、挙げ句の果てに教員誘導の下、津波の押し寄せてくる危険性の最も高い北上川の堤に上がって津波にのまれてしまったというものです。6年生の男子児童が、先生、山に逃げっぺ、山に逃げっぺ、何度も叫んだそうです。この小学校に隣接する裏山には、子供たちが日常的にシイタケ栽培に通うところがあるそうです。平時より通い慣れた小高いところでございます。ここに逃げていたならばこれだけの犠牲がなかったのではないかなと思いますが、この貴い犠牲を無駄にすることなく、全国の学校で地震発生時における安全確保を検討していると思いますが、本町においても、校内での安全確保はもちろんですが、登下校時の対策についてもお聞かせを願いたいと思います。

6つ目の質問です。住宅の強靭化は進んでおりますでしょうか。

美浜町の公共建築物の耐震化率は99.6%であると私は本年3月議会でお示しをさせていただきましたが、個人所有の木造住宅の強靭化についてはいかがでしょう。耐震診断、耐震補強の実施、耐震シェルター、防災ベッド、家具転倒防止器具等の設置実績はいかがでしょうか。

7つ目です。最後の質問です。一般住宅への消火器設置状況はどうでしょう。

本町の旧市街地ですけれども、道路幅員も狭く、木造で外壁が板張りの家屋が密集している状態でございます。さきの質問でも述べさせていただきましたが、本町公共建築物の耐震化率は99.6%でございますが、残り0.4%に当たる耐震上問題のある建物の全てが消防団の車庫、詰所であることは明らかになっております。大地震後の火災は同時に多発的に起きることが容易に想像できますが、そのときには消防団の消防車は出動できなくなる可能性も否定はできません。このような状況下においては住民による初期消火が最も有効だと考えますが、一般住宅への消火器設置状況を町としては把握しておりますでしょうか。また、消火器の設置を推奨する方策は取っておられますでしょうか。

以上、長くなりましたが、7項目についてお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

荒井勝彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、南海トラフ地震に対する備えについての御質問の1点目です。臨時情報発表時点の町の対応はについてでございますが、南海トラフ地震臨時情報は、調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了の4種類がございます。

本町は、南海トラフ地震津波対策特別強化地域に指定をされていないことから、避難指示については検討の結果、発令を想定しておりませんが、住民からの自主避難の要請に基づき避難所を開設するとともに、状況に応じ必要な避難所開設等、町の防災計画に従い対応をしてまいります。

また、食料、燃料不足への対応についてでございますが、町で備蓄する食料は、災害発生後に食料調達が困難な状況での使用を想定しており、臨時情報発令時における食料及び燃料については各自で御用意をいただきたく、日頃からの備えをお願いしているところでございます。

次に、御質問の2点目、避難所開設時の対応と閉鎖のタイミングはについてでございますが、避難所を開設するタイミングといたしましては、先ほど申し上げました臨時情報発表をはじめとする自主避難と実際に災害が発生した後の避難があり、閉鎖のタイミングとしましては、災害発生の危険がなくなった時点、もしくは避難所において避難者をケアする必要がなくなった時点となります。

運営につきましては、災害の規模にもよりますが、大規模災害発生時においては町職員をはじめとする防災機関関係者の対応が追いつかない事態が想定されるため、各区の自主防災会、それから避難者による自主運営を中心と考えております。

避難手段と経路につきましては、避難される方の健康状態、それから住環境、被災状況により異なりますので、日頃よりお一人お一人がお考えになり、その状況に応じて行動をしていただくことが基本でございます。

次に、御質問の3点目です。避難行動要支援者名簿の管理と情報の共有はについてでございますが、名簿に登録することについて同意された方からの申請に基づき台帳を作成し、その情報を各地区の自主防災会と共有をしており、美浜緑苑区においては、要支援者に対する避難支援者を定めたとのことでございます。

御質問の他地区の状況でございますが、各地区での検討をお願いしているところであり、河和区においては、要支援者と自主防災会の役員の顔合わせまで済ませたとの報告をいただいております。

次に、御質問の4点目、樋門操作に当たる消防団員の安全対策はについてでございますが、樋門操作中の消防団員の安全確保を図るため、大規模地震等により樋門を操作する場合においては、津波到達予想時間の10分前に避難を開始し、退避完了まで5分以上残すことと定めており、本部から指示があればそれ以前でも避難することとしております。

次に、御質問の5点目、各小中学校の児童生徒の安全確保についてはでございます。

校内においては、起震車なまず号による地震体験やシェイクアウト訓練、または津波を想定した避難訓練など、いつ起こるか分からない巨大地震に対する防災訓練を各校において実施しております。

また、登下校時の対策としましては、倒壊のおそれのあるブロック塀や増水時に危険な河川など、危険な場所から離れて下校するなどの基本的な動きを避難訓練や通学団集会の際に指導しております。まずは、自分の身を守ることを第一に考えた行動をするよう、防災教育の中で指導してまいります。

次に、御質問の6点目です。住宅の強靭化は進んでいるかについてでございますが、平成15年度に補助制度を創設して以来の実績を申し上げますと、木造住宅の無料耐震診断を731件実施しており、その結果、688件が耐震改修の必要があると判定をされました。このうち67件が耐震補強工事を実施しております。

耐震シェルターについては1件の設置実績がありますが、防災ベッドは補助対象としておりませんので、設置実績は把握しておりません。家具転倒防止器具等の設置については、平成25年度より補助制度を創設しており、これまでの設置実績は73件となっております。

次に、御質問の7点目で、一般住宅への消火器設置状況はについてでございますが、一般家庭への消火器設置は法的義務はなく、設置状況は把握しておりませんが、消防団が自主的防災活動の一環として各家庭を回り、消火器の呼びかけ、あっせんを行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問させていただきます。

避難所のことに関してですけれども、本町の特性上、田舎でございますので車を皆さん日常的に使用している、この車を使って自主避難を希望する方もおみえになると思います。原則は徒歩だとは思いますが。

毎年学区ごとに開催しております防災訓練においても、最近、車中泊という言葉が結構ちまたには聞こえるようになってまいりました。この車中泊を念頭に入れた避難訓練を実施するお考えはございませんでしょうか。

○防災課長（富谷佳成君）

避難所ごとに準備しております避難所運営マニュアルに平面図を備え、その中でグラウンドについては外部からの救援車の駐車位置、テント泊の位置のほか、車中泊のための位置を事前に割り振り、このマニュアルに沿った避難所運営訓練を定期的に実施することによって、参加者に車中泊の位置のほか、避難所全体の配置図について意識づけを行っております。

○10番（荒井勝彦君）

いろいろなアンケートによりますと、前回の熊本の地震のときには、もう7割ぐらいが最初車の中に避難したというアンケート結果が出ているそうです。これから恐らくコロナもありますので、避難所の中ではなくて車中泊による避難ということも考えていかなければならないことだと考えます。

次に、台風などによる避難においては、もうよほどのことがない限り、避難所にとどまる時間はもうおおよそ予想がつくと思います。しかし、南海トラフ地震臨時情報の発表による避難の場合には、これはなかなか先行きが見えづらいと考えております。それにより事前避難の長期化という、こういう問題が発生してまいります。臨時情報の調査終了、これも安全宣言である、このようには言えないと思います。

また、あるアンケート調査によれば、事前避難を続けられるのは最長3日であると答えた人が最も多かったそうです。この場合の避難所閉鎖のタイミングとして、災害の発生の危険がなくなった時点、これはどこを指すでしょう。お答えを願います。

○防災課長（富谷佳成君）

南海トラフ地震情報を受けて避難勧告等を発令し続けた場合、社会的に大きな影響が出るまでの期間について、市町村からのアンケート結果によると、「3日から1週間程度」と回答された市町村が大部分であったことのほか、巨大地震警戒対応における防災対応の流れについて、ガイドラインによりますと、政府は地方公共団体に対し、あらかじめ定めた防災対応を1週間程度取るべき旨を指示、1週間経過後、被災地を除いて避難を解除するとともに引き続き警戒を呼びかけることとされていることから、1週間をめどに避難所閉鎖に向けた調整を図ります。

○10番（荒井勝彦君）

本当になかなか先行きが見えない避難となりますので、皆さんとこれは考えていきたいと思います。

消防団員の樋門操作のタイムリミットについてお答えをいただきました。近年、大型の樋門については自動開閉ができるよう、このように改良されてきたと思いますが、本町には何か所そういったところがあるのでしょうか。今、新江川の樋門も改修工事にかかったと思いますが、ここもそうなのでしょうか。そしてまた、そこへはもう消防団員は操作に出動する必要はなくなったのでしょうか。どうでしょう。お答えを願います。

○建設課長（茶谷昇司君）

町内44か所ある樋門等のうち、現在自動で閉まる樋門が2か所、奥田の山王川防潮樋門と野間の杉谷川防潮樋門、この2か所がございます。これらの樋門は、震度でいいますと5強から6弱以上の地震を感じると自動で閉まるものになります。この2か所の樋門については、この基準以上の地震発生の際には消防団員が現場に行く必要はございません。

ちなみに、現在工事中の河和の新江川防潮橈門、あと布土の布土川防潮橈門もこの基準以上の地震で自動で閉まるように、現在愛知県で施工中ですので、よろしくお願ひします。

○10番（荒井勝彦君）

徐々にそのように改良工事がなされていくということで、これから先、例えばもうあと何か所も橈門はあると思いますが、そういうのも順次、もちろん美浜町だけではできないと思いますけれども、これから先、もしそういう計画があったら、あったらで結構でございますけれどもお知らせ願いたいと思いますがいかがでしょう。

○建設課長（茶谷昇司君）

現在分かっておりますのは、先ほど申し上げた布土川、新江川に続きましては、小野浦の防潮橈門が今計画されていると伺っております。

○10番（荒井勝彦君）

私が現役の消防団員のときには、この橈門操作は私たちの班は対象外でございましたので、実際経験はございませんけれども、たしか小さなエンジンを持ち上げて、下ろすのは自動でかたかたと下りるんですけども、上げるときにはそうやって難儀をしておるということを伺ったこともあります。恐らくもう少し大きな橈門に関しては、大川ですか、大川ももうちょっと大きい橈門になると思いますが、あちらも順次そのように改良していただければ、消防団員の安全ということに関しましても配慮ができるかなと思いますので、引き続き予定の中に入れていいただきたいなと思います。

それでは、学校の安全対策のお話の中で、いろいろな対策を講じていただいておるということは理解ができました。このシェイクアウト訓練というのを御存じの方が、全てが皆さん理解しているとは思えませんので、簡単で結構でございますので、学校におけるこのシェイクアウト訓練というのはどんなようなことをするんでしょうか。御紹介いただけたらと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

シェイクアウト訓練でございます。これは地震の揺れから自らの命を守るために基本動作というのがあります。これは3つの基本動作です。姿勢を低くする、それから頭を守る、そしてじっとする、こういった3つの基本動作を行う訓練を実施しております。これは多くの場合は日にちを決めて職場とか企業さんとか学校とかでやっている訓練で、多くは9月1日の防災の日、もしくは11月5日の津波防災の日にやっている職場とか学校が多いと聞いております。

○10番（荒井勝彦君）

シェイクアウト訓練というのは、先ほど今、学校教育課長がお答えいただいたことだと理解はいたしております。それで、私も消防団員を長いこと経験させていただきましたが、操法大会に向けての訓練というのは、本当に同じ動作を繰り返し繰り返しやっております。火災現場やなんかにいざ行くと慌ててしまって、さあ今、自分が何をどうしたらいいのか分からなくなってくることが間々ありますけれども、繰り返し繰り返ししているところでもう体が覚えていて安全な操作ができたと、今、私は顧みるとそう思っております。

例えばこの学校における子供たち、恐らくそんな時間はなかなかありませんよという答えを以前教育長から伺ったことがあります。学校の行事には決められた授業時間があるんだよと、その余分な、余分なと言ってはいけませんけれども、余剰時間ということでいろいろな行事をやっているんだと、なかなかそれは厳しいんですよと、そういうことを伺った記憶がございます。なかなか年に1回2回ですか、しても子供たちの体に染みつくというようなことはどうかなと思いますが、それってどうですか。もう少し増やすということはできませんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

荒井議員言っておられるとおり、年に1回の訓練ではなくて、今、学期に1回ですとか、あと河和中学校では抜き打ちの訓練なども行うようになってまいりましたので、防災意識を高めるための防災教育、これからも続けていきたいと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

まさに私は抜き打ちでしたらどうでしょうかということも言いたかったなと思いますが、本当にいざというときはある日突然、今かもしれませんので、そういうときには抜き打ちに訓練するというのも非常に大切なことだと思います。

住宅の強靭化について再度お伺いをいたします。

本町における補助制度の実績を御紹介いただきました。木造住宅の無料耐震診断を731件も実施しておるということでした。私も実はかつては耐震診断員を務めさせていただきました。これは住宅の縁の下へ潜ったり天井裏を上がったりしてデータを寄せて図面を書いて、パソコンに入力して結果を診断するものでございます。非常に大変な手間がかかりましたけれども、そのうち688件、これが耐震上問題ありと判定されています。そういうお答えでございました。旧耐震基準で建てられた木造住宅が、これが対象になるのですから、当然の結果であるとこれは思います。

しかしながら、もう危険と判断された住宅のうち約10%、67件でしたか、これだけしか耐震改修を実施されていないのはどのような理由だとお考えでしょうか。お答えを願います。

○都市整備課長（平野和紀君）

耐震改修が進まない理由でございますが、先ほど議員がおっしゃされましたとおり、旧基準法の建物でございますので、昭和56年より前に建てた建物でございます。そうしますと、大体40年以上もう既に経過しておりますので、住んでいる方ももう高齢者の方がほとんどでございます。いろいろな方からなぜできないかという聞き取りをいたしますと、補助金はあるのですが、改修費がやっぱり高い。高齢者なので、年金暮らしなのでやっぱりなかなか難しいよだとか、あと高齢者だから、改修をしても長く住めないのでもったいないというような意見をお聞きしております。中には、自分のうちは大丈夫だというような楽観的な考え方もありますが、改修費がやっぱり高いというのが改修が進まない一番の理由ではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○10番（荒井勝彦君）

おおよそ予想どおりのお答えでございました。

確かに、御高齢の方がお住まいのおうちで跡取りさんもいない、自分だけだ、配偶者には先立たれたとか、そういうことで、この後、私が生きているうちだけこの建物がもてばいいんですよというお考えの方もたくさんおみえになると思います。

しかしながら、あした来るかもしれません。今日、今来るのかもしれません。もちろんこの耐震改修には多額のお金がかかる。これは私も建築業を営んでおりますので分かっているつもりでございます。しかし、これはやり方なのですけれども、町から例えれば業者がやる、大体耐震診断のときに、今は大体おおよその金額まで出していただいていると思います、大体このぐらいかかりますよということ。耐震診断は無料で行っておりますが、耐震設計、この建物がどこをどのように補強したら耐えられるようになるのかというのは、その設計者の技量によると思われます。それによって工事金額というのは増していくものだと私は考えております。ですから、この工事金額は増さないように、一度、無理かもしれませんけれども、業者を集めての勉強会をやるとか、そこもやつていただけたらと思います。

もうこれで質問は終わりますけれども、最後に、消火器のことを若干触れていただきましたので、一般住宅の

消火器の設置、これはもう義務づけられてはおりません。先ほど御答弁いただいたとおりでございます。しかしながら、2019年10月1日より、火を使用する設備や器具を設けた180平方メートル未満の小規模な飲食店にも消火器の設置が義務化をされております。また、住宅用の火災警報器は、2006年6月1日から設置が義務づけされております。

さきにも申し述べさせていただきましたように、一たび巨大地震が起ければ、火災は同時多発的に発生してしまうおそれがあります。本当に最近でございます。今月4日午後10時30分に発生した河和地区の民家火災では、多くの消防団OBの方が現役団員の後方支援に当たられておりました。出火元を含めて4件が全焼してしまう惨事となってしまいましたが、このような状態が町内の至るところで見られることとなってしまうかもしれません。先日の河和地区の火災では、美浜町の消防団全分団が出動していただきました。本当にあれだけで何とか食い止めいただきました。

このことも含めて、私が以前から提唱させていただいております、消防団OB部隊の新設を含めた再編計画をぜひとも推し進めていただきたいと思います。住宅強靭化としての耐震補強はその費用がかさみ、高齢者のみの世帯では本当にちゅうちょされるであろうことは容易に想像が、先ほど申し上げたとおりできます。しかし、安価に自分の身を守る方法としては、本町でも補助対象としている家具転倒防止器具の設置、これは73件の実績とお答えをいただきましたけれども、もっと増えていかないと、これはたしか御高齢者のみの世帯では1,000円札1枚で5か所までできるはずです。冷蔵庫の固定もできるようになりました。これをもっと推進していただきたい。防災訓練をやったり、そこでデモンストレーションしたり、それから大きな地震が来たときにはグラフ、私、勝手なグラフですが、ぽんと伸びるのです。だから、喉元を過ぎるとずっと減っていきます。これはやっぱり自助的に皆さんに口コミで増やしていきたいと思います。

各家庭への消火器設置も積極的に呼びかけまして、この2本柱を防災の要として今後の南海トラフ地震に対する備えとしていくことを強力にアピールさせていただきまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

[10番 荒井勝彦君 降席]

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

[午前11時41分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問してください。

[7番 大寄暁美君 登席]

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。7番 大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

今回は大きく3つの質問をさせていただきます。

まず最初に、自殺対策について伺います。

新聞等で御存じのとおり、国内における自殺者数は、昨年の2020年は2009年以来、11年ぶりに増加に転じました。特に女性の自殺は過去5年で最多となり、また、小中学生、高校生の自殺者も前年より増加しました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛や失業など、先行きへの不安で心理的な負担を強いられた年でした。今年上半期についても、自殺者数の増加やその傾向は続いています。

そこで、本町の自殺対策について質問させていただきます。

1、本町の自殺の現状は。

過去3年間の自殺者数の推移、性別、年代、原因や動機等の状況を教えてください。また、コロナ禍による影響はありましたか。

2、自殺対策は。

本町の自殺対策の取組について教えてください。

2つ目は、公共の施設におけるインターネット環境についてです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛やテレワークによりインターネットの重要性が再認識されました。Zoomなどのウェブ会議システムを利用し、会議や講演会に参加することも当たり前のことになりました。その中で住民の方から、Wi-Fiが使える公共の施設はないかと聞かれることが増えました。

1、インターネットが利用できる公共の施設の有無は。

町内でWi-Fiが利用できる公共の施設はありますか。

2、公共の施設におけるインターネットが利用できる環境整備は。

町内の公共施設でWi-Fiが利用できる環境を整備する考えはありませんか。

3番目の質問は、奥田字昆舎田周辺における太陽光発電施設の崩落についてです。

奥田字昆舎田周辺に造られていた太陽光発電施設が9月に崩落しました。大きく山をえぐり、太陽光パネルがなだれ落ちている様子は、7月に熱海市で起きた盛土の崩落を想起させ、不安な気持ちになりました。6月の一般質問において、太陽光発電施設は関係法令の許認可を受けた上で設置という答弁をいただきましたが、今回の事故はどのような状況だったのかお聞きします。

1、事故の概要は。

奥田字昆舎田周辺で起きた崩落事故の概要、原因、被害状況など教えてください。

2、関係法令を遵守した設置内容だったのか。

設置に際しての届出の内容は法令を遵守し、適切であると判断されたものですか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自殺対策についての御質問の1点目、本町の自殺の現状はについてでございますが、厚生労働省の地域自殺実態プロファイルにより、平成30年から令和2年の本町の自殺の実態についてお答えをいたします。

平成30年は男性2名、女性1名の計3名で、年代は30代、40代、60代でございます。令和元年は男性3名、女性2名の計5名で、年代は40代、50代、70代でございます。令和2年は男性1名で、50代でございます。

原因及び動機でございますが、家庭問題、健康問題、経済及び生活問題となっております。

コロナ禍による影響についてでございますが、令和2年の自殺者1名については、原因及び動機は不明となっており、把握しておりません。

次に、御質問の2点目、自殺対策はについてでございますが、平成31年3月策定の美浜町自殺対策計画において対象別に重点施策を設定し、取組を行っております。子供や若者への支援では、身体的、精神的に成長する発展途中にある中で、学校生活等における人間関係や学業及び生活環境等の様々なストレスにより自殺のリスクがあるため、多面的なアプローチの推進を、それから高齢者への支援では、死別や離別及び病気等から孤独や孤立に陥る傾向があるため、生きることへの包括的な支援を、生活困窮者や無職者への支援では、経済的な困窮が多様かつ複合的な自殺の背景の中で大きなリスクの要因であるために、経済的な支援や自立につながる取組を一体的に推進しております。

次に、公共の施設におけるインターネット環境についての御質問の1点目、インターネットが利用できる公共の施設の有無はについてでございますが、現在、町内の公民館、図書館、生涯学習センター、水野屋敷記念館などにはWi-Fi設備は整備されておりませんが、総合公園体育館内には民間事業者が設置したWi-Fi設備があり、体育館1階玄関ホール付近の一部エリアでWi-Fiサービスが御利用できる状況となっております。

次に、御質問の2点目、公共の施設において、インターネットが利用できる環境整備はについてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からもインターネットの重要性が再確認されていることから、貸館を行っている公共施設のWi-Fi環境整備については、近隣市町との状況も踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

次に、奥田字昆舎田周辺における太陽光発電施設の崩落についての御質問の1点目です。事故の概要是についてでございますが、本年9月17日から18日にかけての台風14号による影響によって、太陽光発電所のり面が延長約60メートル崩落したもので、公共施設では水路約60メートル、道路が約50メートル及び直径100ミリメートルと直径400ミリメートルの農業用水管約60メートルが被害を受けたものでございます。

今回の災害復旧工事につきましては、全て太陽光発電事業者の費用にて復旧を行うことになっております。

次に、御質問の2点目、関係法令を遵守した設置内容だったのかについてでございますが、本太陽光発電施設の造成工事については、この区域が砂防区域に指定されていることから、施工業者から愛知県へ砂防指定地内行為許可申請書が出され、関係機関への意見照会や内容の審査を経て、平成26年11月に愛知県知事の許可を受けております。

また、自然公園法に基づく愛知県立自然公園の普通地域内行為の届出及び町の埋立て条例に基づく土地の埋立て等許可申請についても町に提出されており、申請内容を精査した上で許可等が出ております。

結果として崩落事故が起こりましたが、太陽光発電施設の設置に関する法的な手続については適切なものであったと認識しておりますので、よろしくお願いをいたします。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○7番（大崎暁美君）

それでは、自殺対策についてから質問します。

自殺者数についてですが、2019年に策定された自殺対策計画を見ると、美浜町の自殺率は国や県より高いと記載されていたので心配をしていましたが、計画策定後の3年間は自殺者が減っているようなので、職員の皆さんの努力の成果だと思います。また、新聞で言われているようなコロナの影響も美浜町にはないようですので、安

心しました。

では、自殺対策の具体的な内容について伺いたいと思います。

まずは、全国的に自殺が増えたと言われている子供への対策を伺います。自ら命を絶つ自殺もそうですが、命を軽視している痛ましい事件が起こるたびに、そこに至るまでにどうにかできなかったのかと苦しくなってきます。

さて、答弁では、子供、若者への支援は多面的なアプローチの推進とのことです、具体的にはどのような対策を行っていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

子供、若者への支援ということで、多面的なアプローチということでございます。学校現場で大きく3つの支援を行っておりますのでよろしくお願ひします。

まず、1点目でございます。これは命の教育でございます。これは児童生徒が自分自身ですか他人の命や人権を大切に思えるように、道徳の授業、また、学級活動、学活の授業等で行っている命の教育ということをやっています。

2点目でございます。これは児童生徒に常に教壇に立って先生方が教えるということをやっています。教える側の先生の教職員研修ということをやっています。自殺対策の意識づけですとか、具体的には、県主催の自殺予防教育指導者推進協議会というのがございますので、そういうしたものに参加をする。また、いじめとか不登校が自殺とかに非常に密接に関連していますので、町独自のいじめ・不登校対策協議会で研修をする。また、各学校での自殺予防対策に関する研修に参加をしています。これが2点目でございます。

あと一点でございます。子供たちが成長していく上で悩んだり、困ったりすることが常日頃、それを繰り返して成長していくわけですけれども、そういう場合、学校における児童生徒の小さなSOSに対して、それをいかに受けるかということに関する教育をしています。具体的には、スクールカウンセラーの派遣でございます。スクールカウンセラーによる相談、児童生徒や保護者に対する心のケアというのをしっかりと実施しております。

以上3点でございます。

○7番（大崎暁美君）

スクールカウンセラーについて今お話をあったのですが、スクールカウンセラーというのは町に何人いらっしゃいますか。また、昨年度の合計件数で構いませんので、相談件数というのはどのくらいあるのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールカウンセラーの人数は3名、現在お願いしています。常時両中学校を拠点校にしておりまして、必要に応じて各小学校等にも行って対応しています。

御質問があったのは、件数でございます。令和2年度、昨年度の延べの相談件数でございます。小学校6校で令和2年度1年間で155件でございます。155件は児童本人もありますし、保護者の相談もあります。また、どうしても週に1回とか2週間に1回とか、同じ方が相談される場合もございます。中学校でございます。中学校は、やはり小学校と比べて進学とか進路のこともあるうかと思います。2校ですけれども、196件でございました。

○7番（大崎暁美君）

今、件数が多いのに驚きました。合計すると、今大急ぎでしたんですけども351件もあるんだなということで、お子さんや御家族の悩みや心配事がどんなにあるかということを考えました。

美浜町の自殺対策計画では、スクールソーシャルワーカーについても記載がありましたが、どのような状態になっていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町の対策の計画では、スクールカウンセラーの派遣というとスクールソーシャルワーカーという派遣の記載が確かにございます。現在、スクールカウンセラーについては、3名のカウンセラーによりましてカウンセリングを行っておりますが、実はスクールソーシャルワーカー、まだ美浜町は設置してございません。隣町郡内、知多半島内でもスクールソーシャルワーカーの設置は今もう当たり前になっていまして、学校教育現場では対応できない役割、地域と学校とまた保護者の方と結ぶ、つなぐ役割をソーシャルワーカーの方、専門的な福祉の分野の知識を持った方々が担っておりますので、現在、今年と昨年2か年をかけて日本福祉大学の先生方にも相談に乗っていただきながら、ケース会議を繰り返してスクールソーシャルワーカーの次年度に向けての設置について検討しておりますので、来年度設置に向けて頑張っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○7番（大崎暁美君）

スクールカウンセラーが心のケア、スクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く環境に働きかけて問題を解決していくという仕事をしていただけます。この両輪で子供たちを支援するということが必要だと思いますので、早急にソーシャルワーカーの導入をしていただきたいと思います。

では、町全体の自殺対策について伺います。自殺の原因となる様々な悩みや問題を解決する相談支援が必要ですが、どのような相談支援を行っていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

美浜町の自殺対策計画を作成するに当たりまして、アンケート調査を実施しております。その調査において、自殺に限らず、悩みやストレスを感じたときに考えることは、助けを求めたり誰かに相談したいと思うという回答が最も多く、そのため、各担当課では多様な相談支援を実施しております。

福祉課においては、地域において美浜町社会福祉協議会、民生・児童委員、区長、地域の団体と連携をして情報共有や相談を実施し、高齢者からの相談には美浜町地域包括支援センターとともに高齢者総合相談事業に取り組んで日常生活上の相談等に助言や援助をしております。

障害のある人や障害児、その家族への相談には、相談支援専門員と連携し、取り組んでおります。

また、住民課では心配事相談と法律相談を、健康・子育て課では子育て家庭に対する相談や健康相談を、産業課では消費生活に関する相談を実施し、自殺につながる悩みを抱えている人を受け止められる相談体制の充実に努めしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

自殺となる原因は多分1つではなく、いろいろなことが複合的に問題が起こって自殺に至ってしまうのではと思いますが、他機関や他部署との連携はできていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

他機関、他部署との連携でございますが、例えば福祉課の窓口に生活に困窮している方の相談があった場合には、美浜町社会福祉協議会や愛知県知多福祉相談センターと連携をし、対応をしております。また、相談者が子育て世帯であれば健康・子育て課や学校教育課とも情報を共有するなど対応しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

では、相談をされる側、相談業務をされる方々に自殺対策への研修等は行っていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

秘書課において保健師が職員にゲートキーパー研修を行っており、職員に正しい知識の普及や啓発をしており

ます。また、住民が対象の出前講座においてですが、悩みを抱える人の心の不調に気づき、自分自身と周囲の方の心の健康を守るために、ゲートキーパーの養成研修を行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

ゲートキーパーというのはとても聞き慣れない言葉で、私も最近知ったばかりの言葉ですので、御存じない方も多いかもしれません。講座の内容を教えてください。また、講座の開催の実績も教えてください。

○福祉課長（三枝美代子君）

自殺対策におけるゲートキーパーの役割ですが、心理・社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や自殺の危険を抱えた人に気づき、適切に関わることとされております。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人としてゲートキーパーの心得を学習し、事例について対応を検討していただいております。

昨年度からの新型コロナウイルスの影響により、出前講座も自粛をしておりましたが、令和3年10月に子育てネットワーカーに1回、8名の受講がされております。今後は民生委員への研修も予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

ゲートキーパーは直訳すると門番という意味ですが、この場合は命の門番ということです。

実は私は、その出前講座を受けた8名のうちの一人なのですが、ゲートキーパーの役割は気づき、傾聴、つなぎ、見守りだと学びました。また、最初のうちは説明なのですけれども、その後は傾聴、人とお話をするという、結構隣の人とおしゃべりをする練習みたいな形になるので、楽しくできました。多くの方に出前講座を受講していただきたいと思います。

では、自殺についての最後の質問です。悩みを抱えた人に地域ができるという役割は何でしょう。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

今回、自殺に関しての質問ありがとうございます。自殺は様々な悩みが原因で心理的に追い込まれた末の死ということで、誰もが当事者となり得る重大な問題でございます。しかし、そちらに至るまでの心情や背景はなかなか周囲には理解されにくいという実情がございます。そのため、悩みを抱えた人が悩みを一人で抱え込んだり孤立しないように周りが寄り添い、共感しながら支援することが重要と考えております。

地域の皆様には、先ほど課長が申し上げましたゲートキーパー養成講座に、大崎さんが参加いただいたように御参加をいただく、あるいは町ですか子育て支援ボランティアが子育て講座を実施しております。そちらであるとか、地域での子供食堂に参加いただいて、子育て家庭から悩みなどを聞いていただいて寄り添っていただくとか、また、地域のサロン活動、それから老人クラブ活動、そしてあと、町が実施しております寿大学、こういった講座に参加いただいて住民同士で交流をいただきたいと思います。そうした交流の中で自分を気にかけてくれている人がいるんだということを感じていただけるだけでも大変心強く感じができると思います。

本町としましても、このような多様な居場所づくりへの支援、そして、心身の健康づくりの推進を引き続き行いながらこちらの問題に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

困ったときに、悩んでいるときに助けを求めていいんだよという町、そしてそれを受け止められる環境づくりを町全体で取り組んでいただき、自殺対策計画の数値目標である自殺者数ゼロを実現していただきたい、させたいと思っております。

では、次の質間に移ります。公共の施設のWi-Fiについてです。

答弁にありました体育館玄関ホールの民間業者が設置したWi-Fiとはどのようなものですか。それは例えば、体育館の2階にある会議室で使用可能なものでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほどの質問でございます。

まずは、民間業者が設置したWi-Fiはどのようなものかということでございますけれども、総合公園体育館に設置しておりますWi-Fiにつきましては、飲料水の自動販売機の設置業者がWi-Fi機能つきの自販機を設置していただいているものでございます。体育館1階のロビーに設置していただいているものでございます。

それから、体育館2階の会議室でそれが使用できるのかということでございますけれども、まず、総合公園体育館は2階に会議室が1部屋とあと和室があります。1階と2階は吹き抜けになっている部分が多いものでございまして、そうしますと、1階からの電波が届きやすいということがあります。半径約50メーターの範囲でこのサービスが利用できるということから、2階の会議室まで届いてはおりますが、例えば会議室の出入口のドアを閉めますと、その電波が弱くなるのでつながりにくくなってしまうというものでございます。

○7番（大崎暁美君）

ちょっと、では、会議室で使うというのは無理な力だということですね。

最初の答弁で、公共の施設のWi-Fi環境整備を今後検討していただけるという答弁でしたが、公民館等の公共施設をWi-Fi環境にするには、多額の費用がかかると思います。例えば町でモバイルWi-Fiルーターを持って、借りて、公共施設を利用する団体に希望があれば貸し出すということにしたらどうでしょうか。1台月々5,000円程度の維持費で全ての施設で利用できるということになると思いますが。

○秘書課長（中村裕之君）

ただいまのフリーWi-Fiの整備に関する御質問でございます。

モバイルWi-Fiルーターの町からの貸出しにつきましては、他の市町の状況を把握いたしまして、その対象者や利用場所、貸出し返却等の運用管理方法を研究し検討していきたいと、このように思っております。

○7番（大崎暁美君）

そんな金額では、少しの金額ですのでぜひ検討していただいて、貸出しを実現させてほしいと思っております。

また、その貸出しが実現するまでの間、公共の施設を利用する団体が個別で業者からWi-Fiルーターを借りることに対しての補助を出すということも検討していただけないでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

モバイルルーターの団体への補助についてでございますが、先ほども秘書課長が申し上げたとおり、こちらにつきましても他の市町村の実績等踏まえ、運用方法を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（大崎暁美君）

現在、インターネット環境が必要な団体は、他市町の公民館を利用したり、自宅で集まったりして学習会や会議を開いています。コロナが一旦収束している今だからこそ、第6波を見通してZoomなどの勉強をしたいと思っている団体もあるかと思いますので、早急に対応していただきますようお願いいたします。

では、次に、奥田字昆舎田で起きた崩落について伺います。

最初に聞きたいことは、あまりに私が勉強不足なのですが、この現場は、熱海市の崩落事故以来よく耳にする盛土による造成でできているのですか。

○建設課長（茶谷昇司君）

造成工事の内容でございますが、こちらは自然の丘陵地を利用した高台の場所を造成したもので、一部切土の部分もありますが、ほとんどが盛土による造成されたものになっております。

○7番（大崎暁美君）

盛土ということでいいんですよね。

では、あそこの話をすると、あそこ2度目だよという住民からの声が聞こえるのですけれども、その点はどうでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

以前の崩落につきましては、平成29年10月の台風21号の影響により、今回崩落した箇所の西隣のところが崩落しております。そのときの公共施設では水路約20メートルが被害を受けましたけれども、太陽光発電事業者により、水路をはじめとするのり面最下部より復旧工事がされました。

なお、そのとき復旧された箇所は今回の雨では崩落しておりません。

○7番（大崎暁美君）

同じ場所でないということでちょっと安心はしました。

現在行われている復旧工事の内容は町に知らされていますか。また、それは事故前よりも再発を防ぐように強度が増しているのでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

今回のり面が崩落した際、町より太陽光発電事業者へ直ちに連絡しまして、以後、地元関係者とともに協議を行いまして、復旧内容についても報告は受けております。西隣も今回も、造成工事がされた下側の自然のり面を含めて崩落しております。西隣の復旧工事がされた場所につきましては、自然のり面であった箇所の最下部より再造成されるため、高低差が大きくなつたことにより、のり面中段には基準に基づきまして小段が2段設置されました。この西隣においては今回の雨では崩落していないため、今回の復旧工事においても以前より改善されると考えております。よろしくお願ひします。

○7番（大崎暁美君）

分かりました。ちょっと安心しました。

その復旧工事の間には、町から立入検査やパトロールなどをしていますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

公共施設の復旧工事に際してでございますが、施工業者へは常時巡回することを指示しておりますが、町においても必要に応じてパトロールや立入検査など行っていければと考えております。

○7番（大崎暁美君）

復旧工事の中には太陽光パネルの再設置も含まれていると思いますが、こちらへの検査等はどうなっていますか。

○環境課長（富谷佳宏君）

太陽光パネルの設置につきましては、復旧の状況につきまして、建設課と情報共有をしていきながら進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

また、復旧工事の完成の暁には建設課においても現場を確認すると伺っておりますので、環境課としましても同行させていただきたいと考えております。

○7番（大崎暁美君）

設置当初は法律上問題がなかったということですが、また同じ内容の届出があった場合、設置されてしまうのでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

関係法令の基準に当てはまるものであれば、許可せざるを得ないものと考えております。

○7番（大寄暁美君）

最後の質問になります。

もう異常というか、もう想定内に異常気象は起こっております。今後も予想されます。太陽光発電に限らず、豪雨の後の崖崩れや土石流、地滑りなど、2次災害を防ぐ規制を町でつくる考えはありませんか。

○建設課長（茶谷昇司君）

砂防法や自然公園法をはじめ、現行法令などで様々な規制がある中、今回、熱海市のような大規模な土石流が発生してしまいました。このため、現在、愛知県においては、盛土を規制する条例制定に向け検討を進めていると聞いております。町においては、県の条例を確認した後、対応を検討していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○7番（大寄暁美君）

この一般質問の準備をしている間にも、国でも熱海市の土石流災害を受けて盛土を規制する法整備を検討しているというニュースが入ってきました。国や県の盛土への規制を期待したいと思います。これで質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

[7番 大寄暁美君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで休憩したいと思います。再開を14時といたします。

[午後1時40分 休憩]

[午後2時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 野田増男議員の質問を許可いたします。野田増男議員、質問してください。

[13番 野田増男君 登席]

○13番（野田増男君）

皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、御苦労さんでございます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

知多南部広域ごみ処理施設について。

現在、武豊町に建設中の知多南部広域環境センターが令和4年度から正式に供用開始となり、いよいよ2市3町でのごみ処理広域化がスタートいたします。住民生活に関係が深いことですので、ごみの出し方等の変更点について質問いたします。

1番、集積所へのごみ出し日等の変更予定は。

ごみ処理広域化に伴い、令和4年4月から各地にある集積所へのごみ出しの曜日やごみを出せる回数に変更は

ありますか。

知多南部クリーンセンター等への持込みごみ等の変更予定は。

現在、知多南部クリーンセンター及び知多南部リサイクルセンターでは、直接持込みするごみの受入れを行っていますが、これについて、令和4年4月以降の変更はあるでしょうか。

2番、美浜町の学校再編について。

本町においては、令和10年度に小中一貫校を予定していると聞きました。これについて、現在どこまで進んでいるのか。加えて、今後どのように進めていくか伺いたいと思います。

3番です。美浜町運動公園整備事業について。

このたび、町道森越・石坂平井線も開通し、いよいよ陸上競技場の本格的工事が始まろうとしています。

そこで、以下2点を伺います。

1番としまして、陸上競技場にミスト噴霧装置設置の計画は。

先回9月定例会においても同僚議員が伺いましたが、再度、陸上競技場にミスト噴霧装置の設置について伺いたいと思います。

次、2番、陸上競技場の災害時の活用は。

災害時及び緊急搬送時に陸上競技場はヘリポートとして活用はできますか。

以上、壇上の質問を終わります。明確な回答をお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

野田増男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、知多南部広域ごみ処理施設についての御質問の1点目、集積所へのごみ出し日等の変更予定はについてでございますが、収集業者が集めた可燃ごみについて、知多南部クリーンセンターから知多南部広域環境センターへの運搬先は変更となります。ごみ出しの曜日、それから出せる回数についての変更はございません。

次に、御質問の2点目です。知多南部クリーンセンター等への持込みごみ等の変更予定はについてでございますが、家庭から出される生活ごみについては、ごみ処理広域化後も知多南部クリーンセンター及びリサイクルステーションへの引き続き持込みをすることができます。

ただし、知多南部クリーンセンターでは、焼却処理の終了に伴い、令和4年度よりごみ焼却施設の解体を行うことから、可燃ごみ等については、知多南部クリーンセンター内に設置される中継施設で受け入れる計画としております。このため、同じ敷地内ですが、持ち込むごみの種類によって受入先が異なります。

なお、事業系ごみについては、知多南部広域環境センター及び中継施設に倣い、産業廃棄物に当たるものは、知多南部クリーンセンター等においても受入れができなくなります。

次に、美浜町の学校再編についての御質問でございますが、本町の学校再編については、これまで公表してきた美浜町小中学校再編のための基本構想や美浜町小中学校再編実施計画により進めています。最終的な学校再編の形として、令和10年の小中一貫校開校を目指していることは、これまで議会等で説明しているとおりでございます。

この目標に向けての進捗状況でございますが、現在は学校再編の第1段階として、令和4年4月の河和南部小学校と河和小学校の統合を第一に、しっかりと保護者の皆さんと意見交換をしながら進めております。第2段階

としての小中一貫校に向けては、区長代表や保護者代表などで構成する学校再編検討委員会での意見交換や庁内の横断的な部局で構成する学校再編推進委員会で内部検討を進めております。

今後どのように進めていくのかについては、これらの検討委員会等での協議をさらに進め、来年度は各地域に出向き、人口減少や児童生徒の減少、学校施設の老朽化問題などと併せて、子供たちにとって望ましい教育環境について、地域の皆様と小中学校の今後の在り方と一緒に考えていく場面をつくっていきたいと考えております。

学校は単に子供たちの教育の場所だけではなく、地域の人にとって重要な拠点であることは十分御承知だと思いますが、保護者や地域の皆様と一緒に将来のことを考えていくことを重視させていただき、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、美浜町運動公園整備事業についての御質問の1点目です。陸上競技場にミスト噴霧装置設置の計画はについてでございますが、9月定例会一般質問の答弁で申し上げましたとおり、真夏の熱中症対策としては魅力的な施設ですが、グラウンド表面からミストを噴霧する装置を設置する計画はございません。これは供用開始後の利用形態により必要が生じた場合、可動式のミスト噴霧装置の導入を検討することになると考えておりますのでよろしくお願いします。

次に、御質問の2点目、陸上競技場の災害時の活用はについてでございますが、美浜町運動公園は、美浜町地域防災計画にも地震、津波及び大規模な火災時の指定緊急避難場所として位置づけられており、陸上競技場のグラウンドは災害時のヘリポートとして、公園内の多目的広場は仮設住宅用地として計画をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○13番（野田増男君）

順次再質問したいと思います。

まず、広域ですけれども、各地にある集積所は現在、家庭から出る可燃ごみ、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装の3種類を集めているそうですが、全てのごみについて収集する曜日や回数に変更はないという理解でよろしいんでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいまの御質問ですけれども、議員お見込みのとおり、品目ごとのごみ出しの曜日や回数についてはこれまでどおりといたしまして、令和4年度以降も変更はございません。ただし、地区の集積所へ出します、例えば剪定枝の寸法、こうしたものですとか、広域化に伴い若干修正しなければならないところがございます。

ですので、こうした修正点について、ごみの出し方についてまとめたものを令和4年度版という資料、冊子を現在、知多南部衛生組合と協力して作成をしておるところでございます。これが完成した暁には、また住民の皆様にお配りして周知したいと考えております。

また、再確認ということになりますが、地区の集積所につきましては、家庭系のごみを集める場所でございまして、事業系のごみを出すことはできませんので、また改めて確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○13番（野田増男君）

では次に、知多南部クリーンセンターでは焼却処理後に伴い、ごみ焼却施設は解体するとの答弁でしたが、事業スケジュール等はどのようになっているかを、ちょっと解体後の跡地の利用も含め、答弁お願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

知多南部クリーンセンターのごみ焼却施設は、令和4年度と5年度の2か年で解体をする計画としております。そしてその後、令和6年度にその跡地へ2市3町で構成される知多南部広域環境組合が中継施設を建設し、知多南部衛生組合が資源物を対象としたリサイクルステーションを建設する計画となっております。

したがいまして、これに伴い、現在、旧焼却施設にて運用されているリサイクルステーションにつきましては、令和6年度末で廃止をする予定となっております。

○13番（野田増男君）

分かりました。

それでは、ごみ焼却施設の解体後に建設される中継施設とはどのようなもので、また、焼却施設が解体となる令和4年から令和6年まで3年間はどのように運営するのかを、計画を伺いたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

中継施設とは、知多南部クリーンセンターに直接搬入された可燃ごみ等を受け取り、武豊町に建設される知多南部広域環境センターまで運搬する業務を担う施設ということになります。この中継施設につきましては、知多南部広域環境組合が建設し、運営を行います。そして、可燃ごみをはじめ、あと畳ですとか布団といった可燃性粗大ごみという焼却処理が必要となる廃棄物の処理というのが主な収集する品目、受入れ品目ということになります。令和4年度から6年度までの3年間は、知多南部クリーンセンターの東側の敷地で仮設で運営する計画となっております。

○13番（野田増男君）

分かりました。

それでは、中継施設では主に焼却処理が必要となるごみを受入れとのことですが、知多南部クリーンセンターで受け入れるごみはどのようなものになるでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

知多南部クリーンセンターにおきましては、家庭系ごみとして一部の粗大ごみ、それから、れんが、ブロックといった埋立ごみ、知多南部リサイクルステーションにおいては、瓶類、缶類、紙類、布類、ペットボトルといった資源物を受け入れます。

なお、事業系ごみのうち、知多南部広域環境センター及び中継施設では産業廃棄物に当たるものは受け入れないことから、知多南部クリーンセンター等においても同様の扱いに変更されます。

○13番（野田増男君）

よく分かりました。

次に、知多南部クリーンセンターへ直接持ち込む場合はごみの種類によって場内で受け入れる場所が変わるとの答弁がありましたが、具体的にはどのように変わるのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

これは、例えば家庭系ごみとして可燃ごみとあと埋立ごみ、これを1つの車に乗せて一緒に知多南部のクリーンセンターへ運び入れたとします。その場合、可燃ごみについては、知多南部広域環境センターが受け取るもの、中継施設で受け取るものということになりますので、中継施設で可燃ごみを降ろしていただいて精算していただきます。料金を払っていただきます。そして、残った埋立ごみについては、知多南部衛生組合で受け取るごみとなりますので、もう一度指定されたストックヤードのところで降ろしていただいて、それから、車が全部空になったところで計量して料金を払っていただく、手数料を払っていただくという形になります。

ですので、受取先により、処理先により、その処理先ごとで計量してお金を払うという形になりますので、ごみの種類によって計量が最高2度量する必要がある可能性があるということで、その辺は非常に御不便をおかけする形にはなってしまいます。ただ、処理先がそれぞれ異なるということで御理解いただきたいと思います。

また、知多南部クリーンセンター内に中継施設をつくるということで、武豊の知多南部の広域環境センターまで行かずとも、家庭系ごみについてはほぼ知多南部のクリーンセンターでごみ出しが終わるようにならうかと思ひますので、そのメリットのほうが大きいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、令和6年度末の知多南部クリーンセンター内の整備が終了するまでは、資源物につきましては、これまでどおり旧焼却施設で運営する知多南部リサイクルセンターでの受け取りということになりますのでよろしくお願ひいたします。いろいろ御不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

○13番（野田増男君）

それでは、最後にいきたいと思います。

産業廃棄物は受入れしなくなるとのことありますが、事業者はどのような対応をこれからしていったらいいのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

事業者の皆様におかれましては、産業廃棄物について一般廃棄物と区別をして適正に処分していただくことが必要となります。町で許可している一般廃棄物収集運搬業者は、ほぼ愛知県が許可をする産業廃棄物の収集運搬処理業の許可も持っております。このことから、まずは町の許可する廃棄物の収集業者へ御相談いただくようお願いしたいと思います。

○13番（野田増男君）

4月から広域が始まります。混乱のないように広域処理ができるよう願って、これで広域の質問を終わりたいと思います。

続きまして、学校再編にいきたいと思います。

まず、学校再編につきまして、学校編制検討委員会があるそうですが、そのメンバー、いま一度どういうメンバーで構成されているのかをお願いいたします。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、学校再編検討委員会の構成メンバーということでございますが、学校再編検討委員会のメンバーにつきましては、先ほど町長から区長代表や保護者代表などでという御説明をいたしましたが、詳細は区長代表ということで、区長会の会長、副会長ということで区長代表2名でございます。あと保護者代表ということで、中学校のPTAの会長ですか小学校の母代の方で2名となっております。それと、教育委員会を代表しました教育委員さんが2名でございます。あと住民代表ということで2名、学校で校長会長で1名、あと行政代表で1名ということで、計10名の構成となっております。

○13番（野田増男君）

分かりました。

区長代表ということで、区長がこの2人だけでは少なくないんですか。もっと皆さんの中の区の区長を集めてもらっていく。多分PTAも、最初の取っかかりだからこれでいいのかかもしれないですけれども、なるべくなら皆さんに早く周知できるようにして人数集めていったほうがいいと思うのですけれども、ちょっとどうなんでしょう。

○教育部長（夏目 勉君）

まず、申し訳ございません。1つ訂正をさせていただきます。ただいま10名という御説明をさせていただきま

したが、1名、日本福祉大学の先生にも今来ていただきおりまして11名の構成ということで、まず訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

あと、区長さんが数が少ないのでないかという御質問でございますが、区長会も御承知のように18名区長さんがいらっしゃる中で、一応区長会長と副会長ということで2名の方にお願いして委員会の構成メンバーになつていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（野田増男君）

分かりました。お願いします。

それで、来年度は各地域に出向き、地域の皆様と今後の在り方と一緒に考えていく場所をつくっていくとの答弁でした。それはいつ頃の予定なのでしょうか。もっと早くこれをやっていかないと、もう来年4年ですから、来年度そういうことをやっていたのでは間に合うのかなと思ってちょっと心配で、どういうようなお願いでみんなのところへ行くのかという、考えていくというそのニュアンスがちょっと分からないです。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、来年度ではちょっと遅いのではないかという御質問かと思います。実は私ども、今年度末ぐらいから考えておりましたが、今年度御承知のように、コロナの状況下もございまして、今現在では来年度からやっていきたいなと思っております。

スケジュール的なことを今、野田議員さんからお問合せかと思います。今、これまでも申し上げているとおり、令和10年を開校目標として考えておる中で、そういった10年を目標にいたしますと、今のところ、令和7年までには、もちろん地域住民の方への説明等々で住民合意を十分に得た中で、学校建設に係ります基本設計ですとか実施設計並びに、当然のことながら用地の取得が必要となるかと考えております。令和8年、9年、2か年をかけまして工事の施工並びに開校の準備を整えて、初めて令和10年に開校ができるようなスケジュールになろうかと思います。

非常にタイトで厳しいスケジュールになるわけなのですが、教育委員会といたしましては、美浜町の将来を担う子供たちにとってよりよい教育環境の整備、充実を図ることは必要不可欠なことであると考えておりますので、この目標の実現に向けて精いっぱい努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（野田増男君）

しっかりしたスケジュールを聞こうと思ったのですけれども、答えてもらいましたのであれですけれども、もしこれをやらないでこのまま今の学校を維持していくことになると、もう何年先に西の小学校も10人ずつですよ。そこで10人ずつで60人です。学校を維持してプールを維持して、大変だと思うのですけれども、造るのもお金がかかります。でも、それを維持していくのがもっと大変だと。いつかはどこかでこれをやらなければいけない。だから、それを早くやっていかないと、ずっと聞きたいと思ったのですけれども、これを維持していく。何年後に幾らかかって、ちょっと前にも聞いたかな、幾らぐらいかかりますと。でも造るのにもう幾らかかるのも大体、部長、計算はできていますか。幾らぐらいの、これを維持していくのにも。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問でございます。維持していくのにどれぐらい費用がかかるかというところで、以前にも御説明をしておるかと思いますが、教育委員会で策定いたしました個別計画に基づきますと、ずっと向こう15年で約90億円、年間に直しますと約6億円の維持費。長寿命化計画に基づきまして長寿命化の対策をしていくに当たりまして、約年間6億円かかっていくという数字が出ております。

一方で、まだもちろん実施設計等していないものですから、正確な数字は言えないのですが、昨年瀬戸市に開

校されましたにじの丘学園、小中一貫校、あちらが約六十四、五億円建設費でかかっていると聞いております。

60億円がかかっておるという中で、野田議員がおっしゃられるように学校を維持していくにはお金もかかりますし、また一方で、御承知のように非常に老朽化も進んでおるということで、教育委員会としましてはこれまでも、学校を直していくというよりもまた新たな特色ある学校を造るという、小中一貫校が望ましいのではないかというところでこれまででも御説明をしてきておるところでございます。

いざれにいたしましても、繰り返しになりますが、教育委員会としましては、子供たちの将来、美浜町の将来を担う子供たちにとっての教育環境を整備していくというところが教育委員会の責務であると考えておりますので、精いっぱいそれに向けて努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（野田増男君）

瀬戸市が今で64億円。これはちょっと聞いた話ですけれども、市の土地に建てたので、買ったのではないよね。だから、もし美浜町に学校建てるだけの土地が、もうそうそうないと思うのですよ、こんなまとまった。それも大変だと思うのです。また、河和小学校、今500人近いのですか、これをバスで運ぶとなつても大変なことですよ。

だから、西に造るがいいか東に造るがいいのか、また今から検討していかなければいけないと思うのですけれども、その辺もいろいろ考えて、もし令和10年までにできない場合、どのような事態が起きてくるんでしょうか。僕たちではよく分からないですけれども、先生の配置だとか確保、それを今からやっていくわけでしょう。こんな、来年開校するであそこの先生を引っ張ってくればいいわというわけにはなかなかいかないと思うのです、僕らの考えでも。だから、その辺をどのように考えているのか。ちょっとこれは教育長から聞きたいのですけれども、いいですか。

○教育長（山本 敬君）

まず、新しい学校をどんな学校にするのかというところで、そのプランによって目指すものが違ってくるわけですね。例えば従前から私どもが皆様に申し上げておりますのは、英語を中心にやっていこう。この英語で、例えば今、国で何年生は何時間と決められていますけれども、これを教育課程特例校という申請をして、この教科はこれだけ減らしてこの教科はこれだけ減らして、その分英語を増やしますよということができるのですね。そういうふうに本当に美浜独自の教育課程をつくり上げていく、それを新しい学校でやるのだ、小も中もやるのだ。そういうふうにまずプランをつくっていく。

そのプランを実現するためには、例えば新しい学校で校長さんを誰にするの。半田や東海市からぼこっと来た人ができないですよ。やっぱりそういう教育課程づくりに携わっていった人でないと、この小中一貫校の新しい学校の役職者はできません。それは瀬戸市のにじの丘学園がもうそうやっています。あそこは指導主事が市の中で4人とか5人いますので、今、にじの丘学園の役職者はみんな瀬戸市教育委員会の指導主事経験者ですよ。でないとできない。今までの学校ではないですからね。こういう教育課程、英語はこうやってやっていくのだ。

もう一個、スポーツもそうですよね。スポーツもぼこんと誰か新しい人が来てやれ、できません。恐らくスポーツの場合は、日本福祉大学とやっぱり連携が今以上に深まっていくでしょう。何ができるのか、こういうことをやろう、ああいうことをやろうと言って形づくっていきます、学校ができる前に。こうしないと、その連携に携わった教員が新しい学校にいないと実現できないです。国際交流だって一緒です。

ですので、令和10年にここができるということで、もう5年ぐらい前からそういうことに取り組んでいかなかん。2月、3月にうち、特例校やりますと、教育課程、こうやって英語を増やします、はい、どうぞとはならないので、細かいプランを出して国に認めてもらう。国に認めていただくためには、やっぱり教育委員会の中で

完結しない。恐らくどこかの大学のそういった専門の教授に協力を得ながらそういうプランをつくっていくことになるでしょう。ですから、そういったプランづくり、それから、完成の暁に新しい学校に入ってくれる役職もそうだし、担任の先生方もある程度つくっていかないと、さあ令和10年にできました、スタートってできないのですよね。

ですから、これから令和10年に向けて具体的な建設、そういったものも大変ですけれども、教育課程づくり、特色ある学校にするための教育課程をどうやってつくっていくのかという、それも相当な労力。時間とお金はそうかからないですけれども、やっぱりそれなりの労力が必要になってきますので、本当に生半可な気持ちで私はこういうことを言っておるわけではなくて、それぐらいの覚悟がないとできないことだと。

前回の9月議会で100年に一度と言いましたけれども、お金だけではないのです。いろいろなものが全て100年に一度の大事業なので、その大事業であるがゆえに、令和10年だと言ってわあっとやっとって、あかん、10年間に合わないと。12年にしよう、13年にしようと延ばしてもらってしまうと、さっき言った先生たちをどうやって組み立てて新しい学校をつくり上げていくのかというのが、そのプランがゼロになります。教員は動いていきますからね。例えば一般教員はその学校に10年ですよ。10年おってもらう、9年おってもらう、それで新しい学校で変わってもらう。また新しい1年目から始まるのですよね。ところが、9年目の人が2年延びましたから11年って、おれないのです、ルール上。例えばこの人に校長になってもらおう。この人に町内でずっと務めてもらっているいろいろなことを携わっていただいて、残り4年で新しい学校の校長になってもらおう。2年延びる。残り4年が2年ですよ。これを教員ではあと2人事といって、基本的にやらない。残り3年、最低3年ないと異動させないので、そういうルールがあるのですね。それだし、定年になっちゃうのではないか。残り4年、その人だってそれでいくぞ、あ、延びたと。この校長さんはそこで使えなくなってしまうのです。もっと何年も前からこうやって人を動かしておる、それが無駄になってしまい、できなくなってしまう。恐らくその人は、いろいろな教育課程づくりだとか大学との連携なんかに深く携わってくれているはずの人だよね。新しい学校のエースで4番ですよ。そんな人が2年延びると、もう使えなくなってしまう。ガラガラポンですよね。

ですので、令和10といったら本当に10で向かっていかないと、もう教育課程づくりだとか連携事業がつくれないということですので、皆さんの御協力をいただきながら、令和10を目指して私どもは頑張っていきますので、どうか御協力御理解をお願いいたします。

○13番（野田増男君）

今、話を聞いても大変なことだこれはと思いますけれども、ぜひ令和10年に向けて完成できますように、僕たちも応援しますので。来年度とは言わず、もう年が明けたら動いたらどうですか。もう動いてこの検討委員会にもう集まってもらって、早くやろうではないかと。それで来年度から本格的に動くとか、それぐらいをやっていきましょう。

ちょっと時間ないので次いきます。

運動公園整備事業についてですけれども、何回もこれはやっています。ミスト噴霧装置、お金がないで駄目だというのはなかなか聞いています。今すぐお金を持ってきて也能するのかという、何か図面も引けているという話もあります。

今ちょうど答弁を聞いていますと、必要が生じた場合、可動式ミストの導入を検討すると。では、最初からもうミストは全然ないということでおいいんですね。と判断するんですけれども。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、グラウンドの下にミスト噴霧装置を設置する計画は今はございません。ただし、答弁でもございました

ように、実際供用開始していろいろな合宿だとか各練習で使ってみて、やっぱり暑いな、欲しいなというような要望があれば、可動式の持ち運びができるミストを検討していきたいと考えております。

○13番（野田増男君）

だから、可動式ミストは最初から予定しないでもうなしでいくということですね。もしそうだったら何機用意するという、そこまではまだでしょうけれども、もう最初からミストは頭にない、可動式もないということですね。それをちょっと聞いているんです。

○都市整備課長（平野和紀君）

現時点の計画ではミストの設置はございませんが、状況、使用頻度とか、使ってみて利用者の意見を聞きながら、必要なら当然予算化して購入を検討していきたいと考えております。お願いします。

○13番（野田増男君）

もしこれでお金が2億円だ、3億円だ、これを使ってこれをやってくださいという話が来たらどうしますか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

今、既に実施設計ができて、事業が進んでおりますので、現場のインフィールドに設置をするとなると、お金の問題は解決されますが、今のような御提案があれば、工期的に伸びるという課題が生じます。先ほど課長も申し上げましたけれども、利用頻度に応じてということになるんですが、例えば可動式のやつをこれでどうぞ買ってくださいというような御寄附があれば最初から置けるようなことになります。

なぜ今、最初の設計に入れていないかというのは、当然いろいろなところを視察した上で検討もいたしましたが、まず、事業費がそれなりにかかるということと、あと使う頻度が夏の大体2か月ぐらいに限られるということとトラックでは使われない、中のインフィールドに限られる、それも練習のときだけということで、費用対効果、当初の初期投資、最初にやるべきかどうかという検討の中で、あたたほうがいいけれどもうちの施設としては設置しないという方針で進めているところでございますので、よろしくお願いします。

○13番（野田増男君）

それはよく分かりますけれども、また、グラウンドの中のサッカー場という、もうやはり投てきとか何かあればそれも駄目だということも聞いています。それはゆっくりまたちょっと考えます。

その次です。

〔発言する者あり〕

○13番（野田増男君）

諦めていない。

次に、災害時の運動公園の活用はですけれども、ヘリコプターが下りられるのは、それは大体分かっておりまます。もう災害時のあれですけれども、どこへ下りるんですかね。下りる場所。ヘリコプターはすごい風が出るものだから、それなりのところへ設備しないとなかなかグラウンドも大変なことになると思うのですけれども、どうですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

運動公園の下りる場所ですよね。今計画では、陸上競技場のグラウンド、フィールドの真ん中を今は計画上は予定をしております。

ただ、災害用のヘリポートですとある程度のスペースがあり、付近に建物等、ヘリコプターが着陸するときの角度とか、スペースがなければどこでも下りられますので、そこはヘリコプターの運航会社というか運航が所管の航空局等に届出の許可をして下りられることになりますので、緊急時についてはある程度スペースがあればフ

ィールドに限らず、例えば多目的広場でもある程度あれば下りられるのではないかと考えておりますので、お願
いいたします。

○13番（野田増男君）

フィールドというのは人工芝ですよね。もう新しいうちはいいけれども、フルになったところに下りたはげ
はげになっちゃうのではないかと、そういう心配もあるものですから。

それと、災害時はいいですけれども、もしイベントがある場合に、イベントでは下りられるようなふうになる
んですかね。最初から許可を取らないと、そのヘリポートの場所、もしそこでイベントがあつてイベントでも使
いたいよというときはどのように考えていますか。

○議長（横田貴次君）

通告から少しずれていますけれども、お答えできますか。災害時、緊急時のヘリポートになりますが、イベ
ントということが御準備があるようでしたら御答弁願いたいと思いますが、いかがいたしますか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

イベント時のヘリの着陸はちょっと想定しておりません。

緊急時はあくまで事前の許可等なく着陸できると聞いておりますし、また場所につきまして、一応グラウンド
ということにしてありますが、そのときの災害の大きさとかで仮設住宅等がどの程度設置してあるかによっても
また変わってくると思いますので、緊急時についてはそのように対応したいと思います。

イベント時につきましては、恐らく事前に主催者側がしかるべきところに許可を取ってやるものだと思ってお
ります。

○13番（野田増男君）

分かりました。

これで質問を終わりたいと思います。丁寧な回答ありがとうございました。

○教育長（山本 敬君）

大事なことを1つ言いましたのでよろしいですかね。

○議長（横田貴次君）

はい、よろしくお願ひいたします。

○教育長（山本 敬君）

先ほどの野田議員の質問に対しまして答弁いたしました。校長とか役職者という話はしましたけれども、それ
以上に一般教員が大切で、例えば河和南部小学校が河和小学校と来年一緒になりますよね。はっきり申せません
が、河和南部小学校の教員、3から4人河和小学校へ異動するという計画で動いています。河和南部小学校の子
たちは全然知らない学校へ行くわけではない。友達もいるし、知った先生が何人かおるわけですよね。やっぱり
新しい学校もそういう状況をつくらないといけない。そのためには、延びてはいけないし、急にはできないので
すよね。これは河和小学校と河和南部小学校の校長が何度も話し合って、あんた残ってね、あんた出ていきなさ
いというのはできませんから、人事は。どうですか、こうですか、本人たちの意向を聞きながら、それで上手に
はまるようにしていくわけです。それが子供たちの幸せに直結します。

だから、そのためにはやっぱり計画は計画どおり進めいかないとそういうことが難しいとなりますので、役
職者、校長も大事ですが、一般教員含めて、教員の人事が計画どおりに動いていかないと、やはり大きな問題が
出てくるということあります。ごめんなさい。

○議長（横田貴次君）

よろしいですか。

[13番 野田増男君 首肯]

○議長（横田貴次君）

以上をもって、野田増男議員の質問を終わります。野田増男議員は自席にお戻りください。

[13番 野田増男君 降席]

○議長（横田貴次君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日12月10日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午後2時49分 散会]

令和 3 年 12 月 10 日（金曜日）

第 4 回 美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和3年12月10日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	廣 澤 育 君
7番	大 寄 晓 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	富 谷 佳 成 君	税 务 課 長	小 島 康 資 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健 康 ・ 子 育 て 課 長	下 村 充 功 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	宮 崎 典 人 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 谷 川 雅 啓 君 主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和3年美浜町議会第4回定例会の3日目を迎えました。関係各位の皆様の御出席に心から感謝申し上げます。

昨日であります、東浦町におきまして、保育園児7名がけがをする痛ましい事故が発生しています。おけがをされた保育園児の皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本定例会の冒頭でも御挨拶の中で申し上げましたが、ただいま年末の交通安全県民運動も本日まで展開されている中での事故ということで、この慌ただしい師走の時期を改めて皆様、心一つに、交通安全に対する意識の高揚に向け、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議に先立ちましてお願ひいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただきよう御協力をお願ひいたします。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内のマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全の確保を考慮したものであります。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力を、改めてよろしくお願ひ申し上げます。

なお、議會議員及び町執行部の職員におきましては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願ひ申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの2名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないといたします。

初めに、議長からお願ひを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願ひいたします。

最初に、2番 鈴木美代子議員の質問を許可いたします。鈴木美代子議員、質問してください。

[2番 鈴木美代子君 登席]

○2番（鈴木美代子君）

河和南部小学校の廃校利用について。

河和南部小学校が2022年3月で廃校になりますが、その後の校舎や跡地を維持するのが大変だとお聞きしています。

そこで、町の負担を少なくすることを含めて、以下質問します。

(1) 維持管理のランニングコストについては。

ランニングコストについて、ライフライン維持、草刈り、定期消毒、定期清掃、浄化槽点検、キュービクル点検など、年間どのくらいかかると想定していますか。

(2) 社会福祉法人等に公募をかけませんか。

運動場に新しく施設の建設も可能だし、校舎を利用する場合、例えば、1階をデイサービスに活用し、2階は災害時の備蓄倉庫にもすることができます。社会福祉法人と合意し、賃貸借契約することができれば、町からの持ち出しを軽くすることができませんか。

大きい2番です。町営住宅について。

一戸建て住居について、町民から様々な意見があります。

(1) 一戸建て住居について規模などは。

一戸建て住居について、建設件数、敷地面積、耐用年数についてお聞きします。

(2) 今後の建設計画について。

古い住宅を取り壊しましたが、増築と今後の計画はいかがですか。

以上で、壇上の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めたいと思います。町長。

〔町長 斎藤宏一君 登壇〕

○町長（斎藤宏一君）

皆さん、おはようございます。また今日もよろしくお願ひいたします。

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、河和南部小学校の校舎等跡地利用についての御質問の1点目です。維持管理のランニングコストについてはと御質問の2点目、社会福祉法人等に公募をかけませんかについては関連がございますので、併せてお答えをいたします。

美浜町立河和南部小学校は、河和南部地域の少子化による児童の減少に伴い、令和3年度末をもって閉校となります。このため、本町では、河和南部小学校施設の効果的な利活用を図るとともに、施設維持管理費の削減などを目的として、民間事業者等へ施設を譲渡することといたしました。

施設の譲渡に当たっては、地域コミュニティーの核となってきた重要な地域資源の一つであることを踏まえまして、施設周辺の地域活性化や発展を期待し、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け入れるため、公募型プロポーザル方式により譲渡を行います。町内事業者向けには、広報12月号において公募型プロポーザル方式の提案募集記事を掲載し、来週13日からは、町のホームページにおいても、実施要領をはじめ詳細な条件等を公開し、広く提案の募集を開始いたします。その後、事業者等への資料の閲覧、現地確認及び事業者等からの施設利用に関する質問に町が回答した後、この提案書を提出していただき、町の選定委員会が2月中を目途に事業候補者の選定を行います。

したがいまして、社会福祉法人等で、募集の趣旨及び条件に沿った内容であれば、特定の業種に限定しておりませんので提案を受け入れます。

次に、今後の維持管理費についてでございますが、特に校舎については、一部建物が建設から60年以上経過し、老朽化も進んでおり、構造に関わる大規模修繕は一般的に所有者が負担することになるため、町が所有し続けた場合、今後、多額の修繕費が発生すると予想されます。

運動場及び体育館は、引き続き運動施設や避難所として町民の皆様に御利用していただくことになっており、来年度以降も町が負担をしてまいります。ただし、浄化槽やキュービクル等については、事業候補者の事業形態や規模などにより調整が必要になる可能性がありますので、現時点においては、具体的な金額は決定はしておりません。

次に、町営住宅についての御質問の1点目です。

一戸建ての町営住宅の規模などはについてでございますが、一戸建て住宅は、平成22年度に策定をした美浜町住生活基本計画の重点プログラムとして、若者世帯の定住促進を図るために、若者が入居したくなるデザインや新しい子育てゾーンの創出をコンセプトに平成28年度に完成をしました。平成29年度から河和第二団地の名称で管理を行っており、建設戸数は10戸、敷地面積は芝生広場を含む約1,600平米、住宅の耐用年数は30年でございます。

次に、御質問の2点目、今後の住宅建設計画についてはございますが、現在、既存の町営住宅として、河和第二団地のほか、昭和53年度から昭和57年度にかけて建設をされた鉄筋コンクリート造り3階建ての河和団地が7棟ございます。

これら既存住宅の入居者状況と耐用年数の経過を踏まえながら、施設の修繕等を行っており、現時点での既存住宅の建て替え、新たな住宅建設は計画しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。鈴木美代子議員、御起立が大変なようでしたら着席のままでも結構ですので、そのときはお申出ください。

○2番（鈴木美代子君）

ありがとうございます。

では、再質問に移ります。

維持管理のランニングコストについては、大体幾らぐらいを想定していますか。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほども町長答弁にもございましたとおり、現在試算中でございまして、候補者が決定しないと、その辺のランニングコストもどうなるか分かってきませんので、調整が必要になってくるということで、現時点においては具体的な金額は決まっていないということでございます。

いずれにいたしましても、御質問のとおり、浄化槽とかキュービクル等々がございます。この辺につきましては候補の方と、選定後、決まった場合に決めていくという格好になってきます。

○2番（鈴木美代子君）

社会福祉法人等に公募をかけませんか。運動場に新しく施設の建設も可能ですし、校舎を利用する場合、例えば1階をデイサービスに、2階は災害時の備蓄倉庫にもすることができます。社会福祉法人と合意し、賃貸借契約をすれば、町からの持ち出しを軽くすることができると思うのですけれども、いかがですか。

○総務部長（杉本康寿君）

鈴木議員の御提案につきましては、とてもいいことだと思っております。しかし、先ほども町長答弁にございましたとおり、社会福祉法人等も、応募の趣旨に沿った条件であれば応募していただければ結構ですので、そのように考えておりますのでよろしくお願ひをいたします。

○2番（鈴木美代子君）

跡地利用の住民説明会をやりませんか。

○総務課長（大松知彰君）

先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、公募型のプロポーザル方式で御提案していただき、町で事業候補者を決定させていただいた後に順調に事業者との調整が進んでいけば、来年の6月定例会において、財産の譲渡に関する議案を定例会に上程させていただく予定でございます。そこで議員の皆様にお認めいただければ、その後に地元の説明会を開催する予定でございます。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○2番（鈴木美代子君）

町営住宅ですけれども、新しく建てた一戸建てというのか、その町営住宅について、今何名入っていますか。何名というのか、何世帯というのか。

○都市整備課長（平野和紀君）

ただいまの鈴木美代子議員の御質問ですけれども、新しい町営住宅ですね。一戸建ての世帯数で、人数まではちょっと把握しておりませんので、今10戸ございますので、1つ空き家がありまして、今9世帯入居されておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。これで質問を終わられますか。

○2番（鈴木美代子君）

いえ、ちょっと待ってください。河和南部小学校の跡地利用についてですけれども、河和南部小学校が2022年3月で廃校になりますけれども、この跡地利用を今はどんなふうに考えていますか。

○議長（横田貴次君）

鈴木美代子議員、先ほども町長からの第1答弁の中で、運動場、体育館は町の管理のまま、防災の拠点、地域の交流の場として残していくということで、周辺の建物に関しては、プロポーザルをかけて一般公募型の募集をしていくというような答弁がなされておりますので、お答えがダブりますので、違った形での質問をお願いしたいと思います。

○2番（鈴木美代子君）

分かりました。1番の（2）の社会福祉法人に公募をかけませんかと質問しましたが……、私、もう一つ紙があるんだけれども、ないかな。

○議長（横田貴次君）

鈴木美代子議員、時間も大変経過しておりますし、御質問の内容がおまとめでないようでしたら、また次の機会の一般質問へと準備を進めていただくような形でいかがでしょうか。

○2番（鈴木美代子君）

南部小学校の跡地利用で、介護施設や、そういうのを利用できないかと質問しましたけれども、美浜町内の介護施設で……、これは質問の中に入っていないから駄目ですかね。

○議長（横田貴次君）

鈴木美代子議員、特定の社会福祉法人等に美浜町からお話を持ちかけるのではなく、公募型のプロポーザル方式で利用者を広く募るということで町長から第1答弁がありましたので、そちらの答弁で御理解いただける内容かと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ですので、この社会福祉法人もその中に入るという判断で、執行部も今準備を進めているということです。

○2番（鈴木美代子君）

分かりました。町長、いいか。

○議長（横田貴次君）

鈴木美代子議員、個人的な御指名はしないでください。質問をお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

町長にお聞きしたいと思ったのですけれども、公募をかける可能性があると言われましたね。そしたら、公募をかけるには、一応想定して、何についてかけると、どこと一緒に何についてかけると。

○総務部長（杉本康寿君）

町長に代わりましてですけれども、公募ですので、広く一般になってきますので、特定事業者は想定しておりません。ですので、先ほども町長答弁にございますとおり、業者は限定しておりませんので提案を受け入れるという格好になってきます。

なお、この地域は市街化調整区域でございます。したがいまして、都市計画法の要件もございますので、そこがクリアをしなければ入居はできないというふうになってきますので、その辺は十分御留意いただきて応募されると理解をしております。

○2番（鈴木美代子君）

終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は自席に戻ってください。

[2番 鈴木美代子君 降席]

○議長（横田貴次君）

ここで休憩したいと思います。再開を9時50分といたします。よろしくお願ひいたします。

[午前9時29分 休憩]

[午前9時50分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 森川元晴議員の質問を許可いたします。森川元晴議員、質問してください。

[3番 森川元晴君 登席]

○3番（森川元晴君）

皆様、改めておはようございます。

ラストということで、大変緊張していますが、今年も終わったなというような感じでおりますが、結局、今年1年もコロナで振り回されて、何だか寂しい年だったなというような、そのようなことを感じております。昨日の大寄さんの一発目の質問がなぜか心にずっと刺さっておりますので、ちょっと気を取り戻して頑張りたいと思っています。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1、陸上競技場観覧スタンド整備に伴い今後の建設費について。

新型コロナ感染拡大の影響は、建設・建築業界にも、ウッドショックと言われる世界的に建築資材、木材価格が急騰し、現在でも輸入材不足の影響は大きな痛手となり、一般建設・建築業者は、予算計画さえまならぬ厳しい状況が続いています。また、追い打ちをかけるように原油高の影響、また半導体不足に伴う家電製品等の供給不足は、世界的インフレ傾向に向かい、先の見えない警戒感も広まっています。そして、皆さん御存じのように、また新たな変異ウイルス、オミクロン株が、どうか感染者が増えていかないことを願うばかりであります。

そこで、3点ほど行政の考え方を伺います。

1、美浜町運動公園整備事業の予算執行及び建設の進捗状況は。

現時点での試算で45億円と言われてきた美浜町運動公園整備事業は、予算計画どおりで工事は進められていますか。

2番目です。業務委託協定書の締結金額の変更の可能性は。

いよいよ始まる陸上競技場観覧スタンド等建設整備ですが、この御時世、建築資材、原油価格の高騰、資材不足は、本年10月の臨時で可決された美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の締結金額8億9,963万7,200円で、今後、追加補正等を組まずに予定どおりに工事が進められますか。

3番目です。工事費、工事内容等に変更等が生じた場合は。

美浜町運動公園整備事業の継続が決まって、町長は、造るとしたらよいものを目指す、同時にコスト削減に向けて内容を検討するとも述べられています。事業費、事業内容の変更等が生じた場合は、速やかに町民に伝えるべき事案と考えますが、町の考え方を伺います。

大きな2番です。陸上競技場施設利用計画について伺います。

大会誘致、合宿誘致、ナショナルトレーニングセンター誘致等、その後の進捗状況を伺います。

大きな3番です。ごみ処理、廃棄物の出し方、受入れ体制について伺います。

住民が生活する上で、衣食住は欠かせない生活基盤であり、それに伴うごみ問題は切り離せません。また、その基盤を支え、仕事をしている地元個人業者にとっても、廃棄物の処理は大変な負担となり、その結果、住民負担につながっていきます。

令和4年度からの知多南部広域環境センター供用開始に伴う各ごみ処理施設での廃棄物処理及び受入れ体制について伺います。

1、一般廃棄物と産業廃棄物の定義とは。

一般廃棄物と産業廃棄物の定義を改めてお聞きします。

2、知多南部広域環境センターの開設に当たり。

来年度より広域化されますが、産業廃棄物、事業系一般廃棄物処理費について、収集運搬業者の価格設定は統一化されますか。

3番、生活困窮者等への町の支援の検討は。

今後、生活困窮者や高齢者等の住民には、ごみ処理施設への直接搬入や廃棄物処理費等は大きな負担となります。そこで、町としての軽減処置、また住民サービス等の施策を検討されていますか。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 斎藤宏一君 登壇]

○町長（斎藤宏一君）

森川元晴議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、陸上競技場観覧スタンド整備に伴い、今後の建設費についての御質問の1点目です。美浜町運動公園整備事業の予算執行及び建設の進捗状況はについてでございますが、運動公園の総事業費を45億円と試算いたしましたのは平成30年度でございます。その後に、事業期間の延伸、積算における人件費の見直し及び現在の資材高騰等が生じており、当時と同じ整備内容で再度試算すれば45億円を超えると想定されますが、整備内容の見直しによる事業費削減に努めるとともに、既に実施した工事の結果も踏まえ、予定事業費内での施工を目指しております。

今年度から令和5年度にかけて、事業費の多くを占める陸上競技場の建設を進めますが、この工事が進み、建設費が精査できた段階で、今後の事業費を含めた整備計画を新たに示したいと考えております。

次に、御質問の2点目、業務委託協定書の締結金額の変更の可能性はについてでございますが、本年度の協定による工事は現在入札中であり、工事費が確定しておりませんので、現段階での判断はできませんが、今後、物価の変動や資材不足等で工事の進捗に影響が出る場合は、受託者であるUR都市機構と協議をし、必要な場合は補正予算案を議会に上程をさせていただきます。

次に、御質問の3点目、事業費、事業内容に変更が生じた場合はについてでございますが、事業費、事業内容に変更等が生じた場合は、これまで同様、議会をはじめ広報、ホームページ等で町民の皆様にも報告をいたしましたが、先ほども申し上げましたとおり、令和5年度に陸上競技場の建設費が精査できた段階で、今後の事業費を含めた整備計画を議員の皆様方に御報告をさせていただきます。

次に、陸上競技場施設利用計画についてでございますが、完成後の陸上競技場を生かした各種大会、それからスポーツ合宿の誘致等につきましては、目指すべき姿の共有を図るために、関係団体を対象としたスポーツまちづくりセミナーの開催や意見交換を行いながら、施設の運営方法について検討をしているところでございます。

パラ陸上競技のナショナルトレーニングセンター誘致につきましては、所管であるスポーツ庁への問合せ及び現在指定を受けている和歌山県田辺市の視察を参考に、令和7年度の指定目標に、一番頼りにもなる日本福祉大学と協力をしながら、これから活性化に向けた協力をお願いしながら進めてまいります。

次に、ごみ処理、廃棄物の出し方、受入れ体制についての御質問の1点目、一般廃棄物と産業廃棄物の定義とはについてでございますが、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物と一般廃棄物の2つに分類をされております。事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、瓦礫類、それから汚泥、廃プラスチックなど、20種類を産業廃棄物と定められ、それ以外の廃棄物を一般廃棄物と分類をしております。なお、家庭から出される廃棄物は、全て一般廃棄物となります。

次に、御質問の2点目、知多南部広域環境センターの開設に当たりについてでございますが、産業廃棄物については、処理する品目や収集運搬する事業者ごとで条件が異なるため、町がこれらの実情を踏まえ価格を統一するよう図ることは、非常に困難なことと考えております。なお、令和4年度以降の知多南部広域環境センター等の各処理施設における事業系一般廃棄物の処理費については、10キログラムごとに200円と決定をしております。

次に御質問の3点目です。生活困窮者等への町の支援の検討はについてでございますが、原則としてごみ処理の負担については、ルールに従って誰もが平等に行われるべきものでございます。ごみ処理施設への直接搬入に対する軽減措置や住民サービスについては、ごみ処理広域化後の知多南部広域環境センターや知多南部クリーンセンター等の受入れ状況を検証した上で、必要に応じ構成市町と協議いたしますので、よろしくお願いをいたし

ます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○3番（森川元晴君）

では、順次再質問させていただきます。

今回、運動公園のまた質問ということありますが、趣旨といたしましては、多くの町民の皆様が安心で工事が進めているなということを理解していただきたいなというような思いで質問をさせていただきます。

予定事業費内で施工を目指すという答弁をいただきましたので、まず一安心いたしましたが、事業費の多くを占める陸上競技場建設であり、工事が進み、建設費が精査できた段階で今後の事業費、整備計画を示すというお答えをいただきましたが、改めて事業の進め方について分かりやすく説明をお願いいたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

では、分かりやすくということなので、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、スケジュールですけれども、今年度から陸上競技場スタンドの着工に入ります。来年度から、フィールドですね、グラウンドの整備に入りまして、令和6年度の供用開始を目指しております。これは、これまでお示ししたスケジュールと同じものでございます。

陸上競技場がある程度完成のめどが立った段階で、これまで陸上競技場建設までかかった整備費と、その後の残りの整備費と事業費を1回、そこの段階で確認する必要があると考えております。その後は、左岸側の整備だとか、あと、多目的広場の遊具だとかというのもありますが、それができるかどうかなども検討を併せてする必要があると考えております。

あと、議員が御心配される、45億円でできるのかどうかというのも、材料費や人件費が増加しておりますので、その中で増額するのか、要するにできるのかというのは、その時点でまた判断をお示しすることになると思いまして、よろしくお願ひいたします。

○3番（森川元晴君）

今の説明でいきますと、町民のための防災施設だとか、各広場がありますよね。そういう整備等というのは、陸上競技場の建設後、ちょっといい言い方ではないかもしれませんけれども、残りの予算で整備をするというような考えで、もちろん、多分と言ってはいけませんが、総合公園の整備事業も後回しになるのではないかなどは思っていますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

残りの予算というか、現段階では45億円でやれるように今考えてございます。ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、防災倉庫だとか、あと町民向けの遊具広場等は整備しなければならない施設と考えておりますので、今後の当然資金計画を考慮した上で、事業費の増額の必要性も併せて検討することになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

先ほど45億円を超える想定という説明がありましたが、整備内容の見直し等で削減に努めると、もう少し具体的にどのような見直しが考えられるか、説明をお願いします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

基本的には、お示ししている施設を全て造っていくという予定には変わりありません。細かい話になりますけれども、建設、建築に係る仕様、それを、例えばしつらえを少しでも安くしようとか、そういう細かいことの積み上げで軽減していくという考え方の下ですので、計画しておった施設をなくして軽減を図ることは今のところ考えておりません。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

それでは、2番目の質問に入りますが、現在は入札中ということで、工事費が確定していないというような答弁でありますが、今回の協定金額、9億円近い金額ですけれども、この工事費というのは、どのような時期に算定された金額だと思われますか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

総事業費の45億円につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように平成30年に試算したものです。現在発注しておる今年度の事業については、直近の単価で計算しておりますし、現在のそいういった物資の高騰等も見れる範囲では見ております。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

今回の締結、今年度の工事ということありますが、結局、工事費がいつ確定されて、実際に工事というのはいつ頃始まるというか、事業が始まるとお考えですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

事業費については、これURの発注になりますので、URに確認したところ、もう今、ぎりぎり最新の単価で今は設定しております。事業の着手につきましては、先ほども答弁したとおり、今年度末から工事は着工し、来年度中には完成をするという目標で進んでおりますので、よろしくお願ひします。

○3番（森川元晴君）

ということは、予定どおりに行われていくというようなお答えだと思います。

それでは、3番目の変更が生じたときのことを伺いたいと思います。

先ほどと同じですけれども、住民に対して、令和5年度に陸上競技用の建設費が精査できた段階で、今後の事業費を含めた整備計画を報告するとの答えですが、そのような先の見えない答えを町民が納得するとは思えませんが、運動公園、総合公園、双方とも7つほど整備方針を述べられていますよね。令和元年の住民説明会後に、我々議会にも説明をされたと思います。その中の一つに、事業計画時における住民への説明が足りなかつたという多くの意見を踏まえ、今後の過程において必要な情報を町民、住民に周知すると示されていますが、この約束というのは守っていただけると思っております。

そこで、正確な事業費を現段階で伝えるというのはなかなか難しいということは理解できましたが、さっき述べられたように、現在、様々な理由で45億円を超える事業に膨れ上がっていると想定していますが、先ほど言いましたよね、整備内容の見直しにより事業費の削減に努め、予定事業費内で施工を目指していきますと、これは大事なことかなと自分は思っているのですけれども、これは速やかに今、町民、住民に伝えておくべきことだと思っていますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

先ほども少し申し上げましたけれども、現段階では計画どおり、工程的にも事業的にも進めております。もちろん議員おっしゃられるように、将来的に同じことをやっていけば45億円でできるのではないかという心配はも

もちろん私ども持っております。ただ、今の段階で幾ら幾ら足りなくなりますよということは申し上げられないで、ですので、先ほどの答弁で45億円を超えることも考えていかなくてはいけないということを今発信しています。

当然今後、県の事業で山王川の整備もやっていただきます。そうしますと、それと併せた格好の左岸側については、親水型のしつらえになってくるということもありますので、そういった今後の整備の仕方も当初計画どおりでいいけるのか、またそのときそのときで、併せて再度検討しなければいけないのかということもありますので、当然、その時点時点で議会とか住民の方にはお知らせしていくつもりです。今年度も7月広報で、町道の森越・石坂平井線が付け替わるですか、あと、今年のスタンド工事に入るですか、今後のスケジュールも含めて住民の方にお知らせしたところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

ただ、広報を読ませていただきますと、確かに、こういうことが完成しました、今度新しくメインスタンドをいついつりますよという、そういうスケジュール的なことは載っていますけれども、私がさつきちょっと聞こうとしていたことは、やっぱり今の現状を住民の人たちに安心していただきたいという意味で、先ほど言った、膨れ上がっているかもしれないけれども、どれだけ膨れ上がっておるか分からんけれども、その事業費の問題ではなくて、やはり当初の予算をオーバーしないように今目指しているんだというようなことをしっかりと今、町民に伝えるべきではないかというようなことを先ほどはお聞きしたのです。答弁はいいですけれども、そういう意味合いで質問をさせていただきました。

陸上競技場の利用についてお伺いしたいと思いますが、先ほどというか、事業の継続が決まり、多くの町民が一番心配、または期待をしていることは何にと考えていますかという質問をしたいのですけれども、これは、令和2年の5月の広報みはまにも記載しておりますので、読んでいる人は読んでいると思いますが、町民が一番気にしていることというのは施設の利活用です。昨日も同僚議員から質問がありましたが、良いものを造り、利用者の利便性を考えていくというのも本当に一つの提案だと思っています。ただ、多くの町民の人は、多くと言つてはいけないかもしれませんけれども、メインスタンドやフィールド、トラック等ができるかということは、僕の知ってる範囲ではあまり関心を持っていないと思っております。

ただ、やはり利活用してもらうためにはいいものを造りたい、もうその考え方も分かります。よく町民の人たちに言われるのは、昨日も教育長が熱く語ってくれましたけれども、今はやはり小中一貫校、どうやって財源をつくるのだ。今、美浜町はお金あるのかと。今度の陸上競技場でそういうふうな金を、金という言い方はいかんな、ちょっとでも利用して美浜町に入るのか。そんなようなことをよく言われるわけですけれども、事業の目的の一番の大綱と自分が思っているのは、やはり消費拡大による地域の経済の活性化というのが本質で、造る意味と思っております。町民が税金を納め、その財源で造る陸上競技場でございます。町民に還元される施設でなければならぬと思っていますが、その大綱となるところが、例えば今まだ協議をしていますよ、検討をしていますよというような、今の現時点での答弁というのは、なかなか町民の人は納得してもらえないのではないかと思っていますので、目指す姿というものがあるのであれば、まずは現時点での内容を町民に伝え、先ほども言いました今、行政側としてはもう目いっぱい努力しています、そういう姿をやはり町民の人たちに理解していただきたいなど。それを行うことによって、やはり町民の人は先ほどの……

○議長（横田貴次君）

森川議員、そろそろ質問してください。

○3番（森川元晴君）

はい。安心につながっていく、この事業が順調よくいっているんだなということが、やはり町民の人に伝わると思っていますので、先ほどとダブるかもしれませんけれども、やはりしっかりととした思いを伝えていただきたいと思いますが、また改めて何かあつたらお願ひします。

○議長（横田貴次君）

町長、いいですか。どうしますか。

○町長（斎藤宏一君）

森川議員のおっしゃることはよく分かります。でも、やると決まったわけね、これは。やる以上は生かさないかん。それも精査しながらね、事業をば。そういうつもりで今、職員は一生懸命やっております。

一つ言わせていただくと、もともとあそこは地盤が悪いところ、分かっていらっしゃったでしょう、皆さん。河川がある、そこへ造ってしまうのだから。分かっているのに止めることはできなかつた。では、その中でどうやって、町民も厳しい中を、都市計画でたくさん使っちゃって、本来なら町なかの狭い道路を広げたい、旧市街地をよくしたい、そういう思いもあっても、もう今ちょっとそこまでいけるほどではない。だけども、今やっている工事は、これは、美浜町としていいものとして生かすためには、では、どうすべきか。

まず、水の浸水がならないような河川づくりをやってくれと県に、それを県も認めてくれて、3日間、県や学者や皆さんのが来て、では、親水公園で、水がたまつた、大雨が来たとき一時逃れられるような河川、しかも自然の一番川近くまで下りていけるような、よそにないモデル的な河川をやって、その間に下の狭い山王川河川を広げようと、一遍にやればいいと、あそこをもう計画してしまつたのだから、その対応としても私は非常にいい判断を県がやってくれた。一時の大雨が来てもあそこで、1日たまっていても次の日は下がりますよということを今回考えていただいただけでも、私は非常に県もありがたいなど。

しかもナショナルトレーニングセンター、これを日本福祉大学スポーツ科学部が一生懸命やつてある。それと併せた形で美浜町へいろいろな大会が来てくれる、アジア大会にも使っていただけるような形、少しでも早くやりたいね、こういうことを考えながら、まちづくり全体として町の特性を生かすことをやろう。今、この2年何もやれません。コロナのおかげ。でも職員は、医師会も併せて、非常に一生懸命まとめて予防接種をやってくれた。今朝の新聞もそうですよ。美浜町が一番多いですということでないと、もともと貧しい美浜町がよくなりませんよ。これはだから、議員の皆様、今力を合わせてやっていける体制が進んできたのではないですか。そういう面で皆さんのお力を借り、職員もやります、やらせますよということで御期待いただけたとありがたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

今、町長が大きい意味での答弁をしていただきましたので、少し細かい話をさせていただきます。

まず、この公園が目指すべき姿は、「スポーツと交流を通してだれもが主役になれる場所」というコンセプトがありますので、それに向かって様々な取組をしております。まず、平常時の使用は日本福祉大学、高校が昼間も使ってくれるということで、ほかにない、ほかではそういう使用をしていないですから、そういう特色が一つ、もう詰めています。あと、各種大会につきましても、今はまだものがでておりませんけれども、例えば、愛知県の陸上競技協会の方に会うたびに、駅の前だから早く造ってくれと、大会も持ってきてたいという期待をされておりまし、また、ナショナルトレーニングセンターにつきましても、大学と協力して関係機関に既に働きかけをしております。施設が出来上がつてくれれば、使う側も興味がもっと湧いてきますので、いろいろな形でアプローチしていきたいと思いますので、また議員の皆様もいいアイデアがありましたらよろしくお願ひいたします。

○3番（森川元晴君）

本当に町長、また部長が言わされたこと、そういうことを本当に町民にもっとしっかりと伝えていただきたいなと思っています。また、やはりこういう正確な情報というのは、陸上競技場ができて、やはり周囲に、行政だけではない、地域の人たちもそれなりのやっぱり準備というものが必要になってきます。心構えというのか、やはりそういうことも考慮して周知していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

済みません、ということで、ちょっとごみ問題のことに、問題にしてしまいましたが、今回は産廃に関するような内容で、ちょっと例を挙げて質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

来年度から、知多南部広域環境センターと各ごみ処理施設での廃棄物処理及び受入れ体制について、また再度伺います。

初めに、事業系ごみと家庭系ごみの区別について、家庭から出る廃棄物であっても、事業者が扱えば事業系ごみとなる場合もあると思いますが、そのときの取扱いをお願いいたします。

○環境課長（富谷佳宏君）

家庭から出る廃棄物におきましても、例えば、専門業者さんへ依頼されて、家財を含んで家の解体を行うという場合ですと、全てその事業活動に伴う事業系ごみという扱いになってまいります。その中で、産業廃棄物に分類される20品目に該当すれば、産業廃棄物としての処理が必要となりますし、それ以外の品目であれば、事業系の一般廃棄物として処理をしていただくということになります。

○3番（森川元晴君）

そこで、よく聞く話ですが、例えば、家の人が自ら解体やリフォームを行い、畳、ふすま、障子等の廃棄物を持ち主が直接、広域環境センター等の処理施設へ持ち込むケースの対応についてどうなりますか。また、この場合、直接持込みについて、家の自らではなく事業者が手伝うと、事業系のごみとして扱われることになるのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいまの廃棄物の受入れに関する具体的な内容ということかと思います。廃棄物の受入れに関する具体的な内容につきましては、知多南部広域環境組合ですか知多南部衛生組合、それぞれの受入れ基準に基づき運用されるものであるため、私からこの場での詳細な答弁は控えさせていただきますが、ただ、御質問のような家庭系または事業系ごみの区別については、例えば、排出者の方の住所や氏名の確認、それから搬入時の聞き取り、こういったことに基づいて判断されるものという認識をしております。

○3番（森川元晴君）

住民は、知多南部広域環境センター等の処理施設で受け取りができない廃棄物について、どのようにこの収集運搬業者を選択したらよいのか分かりませんが、そのときの町の対応をお聞かせください。

○環境課長（富谷佳宏君）

そうですね、議員御指摘のとおり、実際クリーンセンターにおいても受け取りができない品目というのはございます。こうした受け取りができない廃棄物につきましては、町が許可をしている収集業者へ相談していただくよう御案内しております。ただ、御質問のような業者の選択につきましては、例えばお住まいの地域ですか、あるいは収集運搬業者へ実際に問い合わせていただく中で依頼者の方が判断されることと認識しております。

○3番（森川元晴君）

最後となりますが、廃棄物を処分するには、計量して初めて料金価格というのが分かりますが、産業廃棄物について、事前に廃棄するものによって価格設定を統一することや業者価格を公表することにより、住民は安心し

て処分をお願いすることができると思いますが、先ほど聞きましたけれども、どうしても行政として関与できない範囲なのか、改めてお聞きします。

○環境課長（富谷佳宏君）

産業廃棄物の処理価格の統一ということの再度の御質問かと思います。収集運搬業者は実際、処理としては、産業廃棄物を集めますと、その品目ごとに収集運搬業者が選定した処分場へ運び込みます。そして、そこで処理されていくということになります。そうしたことによって、その品目ごとに、それぞれ持込み先により価格が全て違ってくるということになってまいります。

また、収集におきましては、処分場についても違うものですから、ですので、最初の集めたところから処分場へ持っていくこの距離というのもそれぞれまた違うというふうになっておりますので、それを町が中に介入し、そしてその価格を統一していくということは、非常に難しいものであると認識しております。

○3番（森川元晴君）

これで質問は終わらせていただきますが、本当にごみの減量化ということで一生懸命、皆さん御尽力されていると思いますが、何せごみにかかる金額がやはり高いなと思っています。私も反省をしているわけなのですが、どうしても物が捨てられない人で、結局捨てるときにはお金がかかって、家族や子供たちに迷惑をかけておるなど、とても反省しておるわけなのですけれども、ぜひそのようにごみが捨てやすい、あまり締めるばかりではなくて、捨てやすい環境また施策等も考えていくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○町長（斎藤宏一君）

森川さん、いい質問をいろいろとやっていただきましたけれども、いろいろなそういう中で今SDGsって多いでしょう。これどういう意味ですか、SDGsって。

[「持続可能です」と呼ぶ者あり]

○町長（斎藤宏一君）

南知多は今、大変な議会をやっているでしょう、太陽光で。あれはSDGsになるのか。よく考えてくださいよ。緑を切っちゃって、太陽光のほうが自然環境にいいんですか。そういうことを行政的に考えてやっていったら、それはなりませんよ、段々と。それが私は一番、今大事なことではないの。愛知万博が自然と共生を打ち出した。うちのほうが早いですよ、あのスローガンは。美浜町は自然が非常に多いと、海が両方にある。里山が一番多い。農業をやっている。今までごみを捨てましたか、農家は。全部循環型でやっていましたよ。それを今、草だって、刈ったやつだって燃やしてはいけない。出せば金を出さなくてはいけない。

[「本当にそう」と呼ぶ者あり]

○町長（斎藤宏一君）

でしょう。もっと根本的に国家も環境省も考えなくてはいけないのですよ。それをいつも言えと言っておるの、私は、県へ言えと。今、産業廃棄物、事業系と分かれているのです。ここへそういう処理場を持ってこようと思ったって、他町村のやつは持ってきてはいけないとか、非常に難しいのですよ。私はそれを何とかやりたいと思ってやっている。いい企業、ここへ来てください、美浜町へ。自然は生きかねません。それが30年前からのスローガンです、私の。ぜひみんなでそういうことを考えて、この特性を生かす。自然と共生ですよ。プラス心ですよ、人間の、これ以上何もない。そう思って、嫌だけれども私はやっていますよ、今。またよろしくお願ひします。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

[3番 森川元晴君 降席]

○議長（横田貴次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、12月11日から12月13日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、12月11日から12月13日までの3日間を休会することに決定いたしました。

来る12月14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時39分 散会]

令和3年12月14日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月14日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第2 議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更について
日程第3 議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）
日程第11 議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14 発議第5号 美浜町議会基本条例の制定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山 本 辰 見 君	2番	鈴 木 美代子 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 刚 君	6番	廣 澤 穂 君
7番	大 寄 晓 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君

防災課長	冨谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	冨谷佳宏君
産業課長	三枝利博君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	宮崎典人君	会計管理者	久綱勇君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 谷川雅啓君 主幹兼議会係長 森秀雄君

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和3年美浜町議会第4回定例会4日目の日程を迎えました。関係各位の皆様の御出席に感謝申し上げます。

本日の議案質疑をはじめ、明日から始まる各常任委員会における議案審査につきまして、議員の皆様の慎重なる審査を確実に行っていただきますよう、心からお願いを申し上げます。

また、本日は議員発議によりまして美浜町議会基本条例の制定に向けた提案が予定されています。11月に実施されたパブリックコメント手続をはじめ、様々な議論を経て、本日の上程に至っています。議員各位の皆様には、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、美浜町の町民の福祉の向上や町勢の進展に寄与し、豊かなまちづくりを実現する。この目的を改めて思い起こしていただきまして、本日の議事日程に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内のマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全の確保を考慮したものであります。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議會議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

建設課長から本日、体調の不良により欠席との申出がありましたので御報告をいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

町長、発言してください。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

おはようございます。また今日はよろしくお願ひします。

私から1点御報告をさせていただきます。子育て世帯への臨時特別交付金給付事業についてでございますが、当初5万円の給付金を支給する予定でございましたが、本町につきましても、現金5万円を上乗せにして給付金総額10万円として、12月27日に支給するよう準備をしております。生活困窮者への給付金支給事業と併せて、議会最終日に追加上程をいたしますのでよろしくお願ひをいたします。

以上、私から1点の報告でございます。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

以上で、町長からの報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（横田貴次君）

日程第1、諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諒問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてをお諮りします。

本案は、原案に異議なく答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案に異議なく答申することに決定いたしました。

日程第2 議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第56号 美浜町町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第56号 美浜町町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第9、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横田貴次君）

日程第10、議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付いたしました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第11、議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（横田貴次君）

日程第12、議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第13、議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 発議第5号 美浜町議会基本条例の制定について

○議長（横田貴次君）

日程第14、発議第5号 美浜町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明願います。

[11番 大岩靖君 登壇]

○11番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員、大岩です。よろしくお願ひいたします。

発議第5号 美浜町議会基本条例の制定について。

美浜町議会基本条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月14日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 大岩靖。提出者は、美浜町議会議員 森川元晴、山本辰見、中須賀敬、野田増男でございます。

次に、提案理由でございますが、町民に分かりやすい開かれた議会及び議会の活性化と機能の充実を図り、町民の福祉の増進や町勢の進展に寄与し、美浜町の豊かなまちづくりを実現するため、議会運営の基本となる事項を定める条例を制定することが必要であるためあります。

前文はこの条例を策定するに当たっての美浜町議会の決意表明であり、美浜町議会のあるべき姿や進むべき方向について記しています。

次に、条例の構成内容に移りますが、本条例は前文並びに第1章から第9章までの9章及び附則で構成されています。まず、第1章で目的を定めています。第2章と第3章で町民の代表である議会と議員の責務や活動原則を定め、第4章で議会の説明責任、町民の議会参画、対話集会など、町民と議会の関係を定めています。その議会の責務や活動を最大限に發揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていくため、必要な事項を第5章から第8章で定めています。

なお、条例の施行は令和4年1月1日からでございます。

最後に、本案は全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。また、町民からのパブリック・コメントでいただいた町民の議会への期待と美浜町の豊かなまちづくりを実現するためにも、全議員皆様の御賛同をいただけますようお願いし、提案理由の説明といたします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

次に、賛成討論ございますでしょうか。3番 森川元晴議員。

○3番（森川元晴君）

発議第5号 美浜町議会基本条例の制定について、希望の輪を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

地方分権改革における二元代表制、立法権、行政権の在り方や地方議会改革の在り方が焦点化される中、議会運営を明確にすること、また議会、行政に不信、不安を持つ住民に対する開かれた議会運営を促進するためにも速やかに議会基本条例を制定し、議会と住民との距離を少しでも近づけるよう、また、将来を見据え、決して次世代に負担を残さないための行財政運営の橋渡しに努めることを推進し、我々、会派希望の輪としても賛同いたします。

○議長（横田貴次君）

他に討論ありませんか。13番 野田増男議員。

○13番（野田増男君）

発議第5号 美浜町議会基本条例の制定についてに当たり、チャレンジM I HAMAを代表し賛成の立場から討論させていただきます。

以前、町民の方から議会は特別な世界、特権的な組織との声を聞くことがありました。私は、議会は町民の皆さんと共にこの町とこの町の皆様の生活をよりよくするために存在しているという姿勢を明確にする必要があると考えました。また、今回の美浜町議会基本条例を上程するに当たり、事前にパブリック・コメントを実施したところ、議会と町民との対話集会の開催に期待する旨の御意見をいただきました。これはまさしく町民の皆様は、議会は町民に対して開かれた世界であり、町民の声を代表するものであることを期待していると大いに感じました。そこで、私たち議会議員一人一人がその旨を強く自覚し、町民の皆様の理解を得、期待に応えるためにも議会の基本姿勢と責務を明確にした本条例の制定は必要不可欠と考え、チャレンジM I HAMAとして同意するものであります。

○議長（横田貴次君）

他に討論ありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

日本共産党議員団としても、この基本条例に賛成の立場でございます。そして、討論原稿を作ってきたんですが、当局に文書で提出しましたので文書発言とさせていただきたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（横田貴次君）

他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号 美浜町議会基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月15日から12月20日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、12月15日から12月20日までの6日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る12月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前9時21分 散会]

令和 3 年 12 月 21 日（火曜日）

第 4 回 美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和3年12月21日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

日程第1 議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更について

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第2 議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第3 議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第4 議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

[各担当常任委員長 報告]

日程第5 議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第6 議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

[総務産業常任委員長 報告]

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

追加日程第1 議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

日程第7

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 山本辰見君
3番 森川元晴君
5番 杉浦剛君
7番 大寄暁美君
9番 横田貴次君
11番 大岩靖君
13番 野田増男君

2番 鈴木美代子君
4番 石田秀夫君
6番 廣澤毅君
8番 中須賀敬君
10番 荒井勝彦君
12番 横田全博君
14番 丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

副 町 長	八 谷 充 則 君	教 育 長	山 本 敬 君
総務部長	杉 本 康 寿 君	厚生部長	高 橋 ふじ美 君
産業建設部長	宮 原 佳 伸 君	教育部長	夏 目 勉 君
総務課長	大 松 知 彰 君	秘書課長	中 村 裕 之 君
企画課長	戸 田 典 博 君	防災課長	富 谷 佳 成 君
税務課長	小 島 康 資 君	住民課長	藪 井 幹 久 君
福祉課長	三 枝 美代子 君	健康・子育て課	下 村 充 功 君
環境課長	富 谷 佳 宏 君	産業課長	三 枝 利 博 君
建設課長	茶 谷 昇 司 君	都市整備課長	平 野 和 紀 君
水道課長	宮 崎 典 人 君	会計管理者	久 綱 勇 君
学校教育課長	近 藤 淳 広 君	生涯学習課長	山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	谷 川 雅 啓 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和3年美浜町議会第4回定例会の最終日を迎えました。関係各位の皆様の定例会への御出席に心から感謝申し上げます。

また、先週12月15、16日に行われました各常任委員会では、議員各位また執行部の関係各位の皆様の御協力によりまして、慎重なる議案審査を実施していただきましたことにも感謝を申し上げます。

また、各常任委員会の開催に合わせて、本町の小中学校におけるＩＣＴ授業の様子を視察できる機会にも恵まれました。学校訪問にもお邪魔できない状況が続いた中ではありましたが、議員各位の皆様も様々なことを感じられたことと思います。ぜひ今後の議員活動に生かしていただきたいと思っております。

町内の新規感染者数も低く推移する中ではありますが、新たな変異株を警戒しながらの定例会の開催となりましたが、会期中感染予防対策を確実に行っていただき、これまでの日程について大きな混乱もなく最終日を迎えることができました。改めて皆様の御理解、御協力に心から感謝申し上げるとともに、議案審査に際し、最後まで慎重審査を実施いただくよう、心からお願ひ申し上げます。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全の確保を考慮したものであります。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、議會議員及び町執行部の職員におきましては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願ひいたします。

会議に先立ち、お願ひいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をよ

ろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長でございますが、病気療養のため欠席させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更について

○議長（横田貴次君）

日程第1、議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

皆様、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 知多南部衛生組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する方に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから
議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いてまで4件一括

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案
第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件
を一括議題といたします。

以上4件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第51号の審査において、公益的法人等とは具体的にどのような法人かとの質疑があり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に対する法律第2条に規定される法人で、本町では美浜町社会福祉協議会、公益財団法人愛知県市町村振興協会の2団体であるとの答弁がありました。

また、議案第52号、議案第53号、議案第54号においては、質疑はありませんでした。

なお、4議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第51号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから

議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第56号の審査において、布土グランド、南部グランド、南部体育館はどこが管理し、利用するに当たってはどこへ申し込むのかとの質疑があり、施設の管理は生涯学習課が行い、利用申請は生涯学習課の事務室である総合公園体育館で行うとの答弁がありました。

議案第55号、議案第57号においては、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第55号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号 美浜町民グランドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

総務費、徴税費、税務総務費、税務事務の役務費は何の手数料かとの質疑があり、土地や家屋などの財産について、戸籍上、相続人が存在しない場合などはその相続財産は法人となり、法人に代理権を与えることで売却などの清算手続きができ、税などの弁済に充てることができる。清算手続をする上で、町が家庭裁判所へ申立てを行う際、管理費用や報酬などの相続財産が不足する場合の担保として支払うものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第58号の審査において、新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、いつから始めて、接種対象は誰で

すかとの質疑があり、令和3年12月から令和4年3月分の3回目のワクチン接種の分で医療従事者から接種を行なう。高齢者の2回目接種が7月で終わっているので、高齢者に対しては3月まででほぼ接種が完了するとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第58号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から
議案第60号 美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第59号 美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第60号 美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第59号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第60号の審査において、訪問給食サービス事業委託料の補正理由はとの質疑があり、増額補正の理由は利

用者が増加したためで、当初見込んでいた数よりも月当たり140食ほど増えた。コロナの影響もあると考えられるとの答弁がありました。

議案第59号においては、質疑はありませんでした。

なお、議案2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第59号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する方に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する方に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第61号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する方に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

[午前9時29分 休憩]

[午前9時30分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔副町長 八谷充則君 登壇〕

○副町長（八谷充則君）

それでは、町長に代わり、私より御説明申し上げます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第62号 美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4億758万3,000円を追加し、補正後の予算総額を96億6,305万4,000円とするものでございます。

なお、議案第62号の詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降 壇〕

○総務課長（大松知彰君）

それでは、議案第62号 美浜町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

初めに歳出から御説明しますので、補正予算書14、15ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時特別給付金給付事業においては、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付するための給付金や電算システム改修等委託料及び事務費を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業においては、児童手当の所得基準内で18歳以下の子供を持つ世帯に対し、子供1人につき5万円を年内に現金給付し、残り5万円をクーポンで給付する予定の事業でしたが、年内の全額現金給付を認めると国の方針転換があったため、追加の5万円を現金給付するための給付金の増を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。

12、13ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、今予算の財源不足分の財政調整基金繰入金を計上いたしました。

なお、臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る国庫支出金については、確定次第、今年度の一般会計補正予算に計上させていただきます。

議案第62号の説明は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は、追って放送でお知らせいたします。

議員の皆さん全員協議会を行いますので、直ちに議員控室にお集まりください。

[午前9時34分 休憩]

[午前10時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第62号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、副町長より御挨拶をお願いいたします。

[副町長 八谷充則君 登壇]

○副町長（八谷充則君）

令和3年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げました案件いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただけましたことに対し、まずもってお礼申し上げます。

さて、12月も下旬となり、寒さが一段と厳しさを増す中、新型コロナウイルスの感染防止対策を行なながら経済活動を復活させ、さらに新しい生活様式にも対応しなければならないという困難な状況ではございますが、議員の皆様方におかれましても、体調管理に御留意の上、新年をお迎えになられるよう切にお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和3年第4回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時03分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月21日

美浜町議会

議長 横田貴次

議員 鈴木美代子

議員 荒井勝彦